

店頭商品デリバティブ取引等清算業務に関する業務方法書目次

第1章 総則

- 第1条 (目的)
- 第2条 (定義)
- 第3条 (清算対象取引)
- 第4条 (適格OTC取引の要件)
- 第5条 (適格OTC取引に係る債務の引受けの申込期間等)
- 第6条 (休業日)
- 第7条 (休止日)
- 第8条 (債務引受申込受付の臨時停止等)
- 第9条 (充用有価証券)

第2章 OTC清算参加者

第1節 OTC清算資格の取得

- 第10条 (OTC清算資格の取得の申請及び承認)
- 第11条 (OTC清算資格の要件)
- 第12条 (OTC清算資格の取得手続の履行)
- 第13条 (OTC清算資格取得の日)

第2節 OTC清算参加者の義務

- 第14条 (OTC清算参加者契約の締結)
- 第15条 (清算参加者代表者)
- 第16条 (支払不能処理対応責任者)
- 第17条 (決済業務責任者)
- 第18条 (役員又は他の者との共同関係又は支配関係)
- 第19条 (OTC清算参加者による手数料の納入)
- 第20条 (OTC取引清算業務に関する責任の所在)
- 第21条 (届出事項)
- 第22条 (報告事項)
- 第23条 (OTC清算参加者の監査)

第3節 OTC清算参加者の申請によるOTC清算資格の喪失

- 第24条 (OTC清算資格の喪失申請)
- 第25条 (OTC清算資格の喪失)
- 第26条 (OTC清算資格の喪失申請者の合併等の場合の特例)
- 第27条 (OTC清算資格の喪失の際の債務弁済)
- 第28条 (OTC清算資格の喪失の際の本業務方法書等の適用)

第4節 OTC清算参加者に対する措置等

- 第29条 (OTC清算参加者に対する措置)
- 第30条 (ポジション保有状況の改善指示等)
- 第31条 (債務の引受けの停止等の措置の解除)
- 第32条 (異議の申立て等)
- 第33条 (措置の通知等)

第34条（OTC清算資格を取り消された場合における清算約定の取扱い）

第35条（債務の引受けの停止を受けたOTC清算参加者の措置）

第36条（OTC清算参加者に対する勧告）

第5節 雑則

第37条（会社分割又は事業譲渡の場合の未決済約定の引継ぎ）

第3章 清算取次ぎ

第38条（清算取次ぎの対象取引）

第39条（清算受託契約の締結）

第40条（清算受託契約の締結に係る承認申請）

第41条（清算受託契約の解約の届出）

第42条（誓約書等の効力）

第43条（清算約定の区分管理）

第4章 債務の引受け及び清算約定

第1節 債務の引受け

第44条（債務の引受けの申込み）

第45条（債務の引受け）

第2節 清算約定

第46条（清算約定の内容）

第47条（期限前終了手数料）

第48条（清算約定の合意結了）

第49条（清算約定の合意解除）

第3節 清算取次ぎに関する特例

第50条（清算取次ぎの委託）

第51条（清算取次ぎの委託に基づく清算約定の成立）

第52条（清算約定（委託分）に係る損益の帰属等）

第53条（清算約定（委託分）に関する合意結了等）

第54条（清算取次口座）

第5章 OTC証拠金

第1節 通則

第55条（OTC証拠金の目的）

第2節 OTC取引証拠金維持額

第56条（OTC清算参加者の当初証拠金）

第57条（清算委託者の当初証拠金）

第58条（OTC清算参加者の変動証拠金）

第59条（清算委託者の変動証拠金）

第60条（OTC取引証拠金維持額）

第61条（OTC取引証拠金の預託時限）

第62条（OTC取引証拠金の預託及び返戻方法）

第63条（清算委託者によるOTC取引証拠金の預託）

- 第64条 (差換預託)
- 第65条 (当初証拠金の臨時変更)
- 第66条 (OTC取引証拠金の区分及び管理方法)
- 第67条 (OTC取引証拠金の分別管理)
- 第68条 (OTC取引証拠金の返還請求権)
- 第69条 (OTC取引証拠金の預託及び返戻申請等)

第6章 資金決済

- 第70条 (資金決済の方法)

第7章 OTC清算預託金

- 第71条 (OTC清算預託金の目的)
- 第72条 (OTC一般清算預託金の額等)
- 第73条 (OTC一般清算預託金の預託方法)
- 第74条 (OTC特別清算預託金の預託額等)
- 第75条 (OTC清算預託金の管理及び運用)
- 第76条 (OTC清算預託金等の目的外利用の禁止)
- 第77条 (OTC一般清算預託金の復元)
- 第78条 (OTC清算預託金の返戻)
- 第79条 (OTC清算資格喪失の際のOTC清算預託金の返戻)

第8章 清算約定(委託分)の移管

- 第80条 (清算約定(委託分)の移管)
- 第81条 (委託分のOTC取引証拠金の取扱い)
- 第82条 (委託分のOTC取引証拠金に係る返還請求権の特例)

第9章 OTC清算参加者の支払不能の措置

第1節 支払不能の認定

- 第83条 (支払不能の場合における措置)
- 第84条 (支払不能のおそれがある場合の措置)
- 第85条 (債務の引受けの停止の措置の通知)

第2節 支払不能清算参加者の清算約定の取扱い

- 第86条 (清算約定の強制解約)
- 第87条 (OTC支払不能管理委員会)
- 第88条 (損失回避のための措置)
- 第89条 (清算約定(委託分)等の承継)
- 第90条 (支払不能処理入札等による引受人の選定)
- 第91条 (引受けによる清算対象取引の成立等)

第3節 支払不能清算参加者の債務に係る差引計算及び担保の充当等

- 第92条 (支払不能処理に関する負担)
- 第93条 (支払不能清算約定等の決済の方法)

第4節 他のOTC清算参加者による損失の負担

- 第94条 (支払不能処理損失の算出)
- 第95条 (OTC決済不履行積立金等による損失の補填)
- 第96条 (最終損失確定時の調整)
- 第97条 (支払不能清算参加者からの回収金等の分配)

第5節 雑則

- 第98条 (規則への委任)
- 第99条 (清算約定の強制終了)

第10章 雑則

- 第100条 (決済銀行)
- 第101条 (システム障害時等における決済時限の繰延べ等)
- 第102条 (天災地変等の場合における非常措置)
- 第103条 (商品取引債務引受業におけるOTC取引清算業務に係る余剰担保の利用)
- 第104条 (債権譲渡の禁止等)
- 第105条 (事務の委任)
- 第106条 (OTC取引清算業務に関する必要事項の決定)
- 第107条 (附帯業務)
- 第108条 (本業務方法書の変更)
- 第109条 (本業務方法書等の性質)
- 第110条 (標準時)
- 第111条 (通知等の方法)
- 第112条 (準拠法)
- 第113条 (裁判管轄)

店頭商品デリバティブ取引等清算業務に関する業務方法書

第1章 総則

(目的)

第1条 この店頭商品デリバティブ取引等清算業務に関する業務方法書（以下「本業務方法書」という。）は、業務方法書第1条第2項の規定に基づき株式会社日本商品清算機構（以下「当社」という。）の商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第170条第1項に規定する店頭商品デリバティブ取引に基づく債務引受業等及びこれに附帯する業務（以下「OTC取引清算業務」という。）に関して、次に掲げる事項を定めることを目的とする。

- (1) 当社による債務の引受け及び清算約定に関して、当社及びOTC清算参加者の間で必要となる事項
 - (2) 当社に対して債務の引受けの申込みをする適格OTC取引に関して、OTC清算参加者及び他のOTC清算参加者の間で必要となる事項
 - (3) 清算取次原取引に関して、清算委託者及び当該清算取次原取引の相手方であるOTC清算参加者又は他の清算委託者の間で必要となる事項
 - (4) 清算取次ぎに関して、当社、OTC清算参加者及び清算委託者の間で必要となる事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、当社が行うOTC取引清算業務に関して、当社、OTC清算参加者及び清算委託者の間で必要となる事項
 - (6) その他必要な事項
- 2 本業務方法書等は、当社が行うOTC取引清算業務についてのみ適用されるものとし、当社が行う商品取引債務引受業（法第2条第17項に規定する商品取引債務引受業をいう。以下同じ。）及びこれに附帯する業務には適用されないものとする。

(定義)

第2条 本業務方法書等において使用する用語は、法並びにISDA定義集及びISDA商品定義集において使用される用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「本業務方法書等」とは、本業務方法書、規則及びISDA関連取扱文書をいう。
- (2) 「規則」とは、本業務方法書に基づいて当社が定める規則（名称の如何を問わない。また、規則が改正された場合には、当該改正後の規則を含む。）をいう。
- (3) 「ISDA」とは、International Swaps and Derivatives Association, Inc.（国際スワップ・デリバティブズ協会）をいう。
- (4) 「ISDA関連取扱文書」とは、当社が、規則の規定に基づき、清算約定にISDA基本契約並びにISDA定義集及びISDA商品定義集を適用

するにあたり必要な事項その他の事項に関し、OTC清算参加者への通知又は公示により定める文書をいう。

- (5)「ISDA基本契約」とは、ISDAが2003年に公表した2002 ISDA Master Agreement (ISDAが公表した文書による変更、修正又は追加を含む。)をいう。
- (6)「ISDA定義集」とは、ISDAが2007年に公表した2006 ISDA Definitions (ISDAが公表した文書による変更、修正又は追加を含む。)をいう。
- (7)「ISDA商品定義集」とは、ISDAが2005年に公表した2005 ISDA Commodity Definitions (ISDAが公表した文書による変更、修正又は追加を含む。)をいう。
- (8)「債務の引受け」とは、自己の計算による適格OTC取引を行ったOTC清算参加者又は清算取次原取引を行った清算委託者からの清算取次ぎの委託を受けたOTC清算参加者及び当該適格OTC取引の相手方であるOTC清算参加者又は当該清算取次原取引の相手方である清算委託者からの清算取次ぎの委託を受けたOTC清算参加者の双方から債務の引受けの申込みを受け、当社が、当該OTC清算参加者との間で清算約定を成立させることをいう。
- (9)「OTC取引」とは、法第2条第14項各号に掲げる店頭商品デリバティブ取引及び法第331条各号に掲げる施設における取引のうち以下の取引をいう。
 - イ RIMスワップ取引
 - ロ TOCOMスワップ取引
- (10)「適格OTC取引」とは、第4条に掲げるOTC取引をいう。
- (11)「OTC清算資格」とは、本業務方法書等の定めるところにより清算約定について当社の相手方となるための資格であって、当社がその付与及び取消しを決定することができるものをいう。
- (12)「OTC清算参加者」とは、OTC清算資格を有する者をいう。
- (13)「清算委託者」とは、OTC清算参加者との間で清算受託契約を締結した者であって、当社に第39条第2項の誓約書等を提出した者(当社が定める要件を満たす者に限る。)をいう。
- (14)「清算取次ぎの委託」とは、清算委託者がOTC清算参加者と締結した清算受託契約に基づき、当該清算委託者が清算取次原取引について、当社と当該OTC清算参加者の間において当該清算取次原取引に係る清算約定を成立させることを委託することをいう。
- (15)「OTC清算参加者契約」とは、本業務方法書等をその内容に含む当社とOTC清算参加者との間の契約をいい、当社が定める様式により締結されるものをいう。
- (16)「清算受託契約」とは、OTC取引を対象取引とする清算取次ぎの委託を目的とした当社が定める様式により締結される清算委託者とOTC清算参加者間との契約(当該契約に基づくOTC清算参加者及び清算委託者の間の合意を含む。)をいう。

- (17)「清算取次原取引」とは、清算委託者とOTC清算参加者又は他の清算委託者との間のOTC取引であって、清算取次ぎの委託の基となる取引をいう。
- (18)「清算取次口座」とは、第54条に規定する清算取次口座をいう。
- (19)「清算約定」とは、本業務方法書等に基づき、当社が債務の引受けをすることにより成立する当社と各OTC清算参加者との間の約定をいう。
- (20)「清算約定（自己分）」とは、清算約定のうち、OTC清算参加者が自己の計算により行うものをいう。
- (21)「清算約定（委託分）」とは、清算約定のうち、OTC清算参加者が、清算委託者の清算取次ぎの委託に基づき、当該清算委託者の計算により行うものをいう。
- (22)「反対清算約定」とは、あるOTC清算参加者を当事者とする一の清算約定との関係において、当該清算約定の基となった当該OTC清算参加者の適格OTC取引又は当該OTC清算参加者に清算取次ぎの委託を行った清算委託者の清算取次原取引の相手方であった他のOTC清算参加者又は他の清算委託者が清算取次ぎの委託を行ったOTC清算参加者と当社との間の清算約定（本業務方法書等の定めるところにより当社が清算約定を指定した場合には、当該指定に係る清算約定）をいう。
- (23)「充用有価証券」とは、法第101条第3項に規定する有価証券であって、OTC清算預託金、OTC取引証拠金、又はOTC委託証拠金として預託することのできる有価証券として、流動性等を勘案して当社が定めるものをいう。
- (24)「当初証拠金」とは、当社が定めるところにより、清算約定（自己分）又は清算約定（委託分）に応じて、OTC清算参加者又は清算委託者が当社に預託しなければならない証拠金をいう。
- (25)「変動証拠金」とは、OTC清算参加者又は清算委託者が当社に預託しなければならない清算約定（自己分）又は清算約定（委託分）に係る値洗損益金通算額が負である場合の当該額の絶対値及び決済差金通算額が負である場合の当該額の絶対値を合算した額に相当する証拠金をいう。
- (26)「OTC証拠金」とは、OTC取引証拠金及びOTC委託証拠金をいう。
- (27)「OTC取引証拠金」とは、清算約定について、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める者が当社に預託したうえで管理される金銭及び充用有価証券をいう。
- イ OTC清算参加者が、清算約定（自己分）についてOTC取引証拠金を預託する場合又はOTC清算参加者が、清算約定（委託分）について次号の規定に基づきOTC委託証拠金の預託を受け、OTC取引証拠金を預託する場合 当該OTC清算参加者
- ロ OTC清算参加者が、清算約定（委託分）について代理人としてOTC取引証拠金を預託する場合 当該清算約定の清算委託者
- (28)「OTC委託証拠金」とは、清算委託者が、清算約定（委託分）について、第64条第1項に規定する同意を行ったうえで、OTC清算参加者に預託される金銭及び充用有価証券で、当該OTC清算参加者がそれに相当

- する額以上の金銭及び充用有価証券を前号イに規定するOTC取引証拠金として当社に預託したうえで管理されることとなるものをいう。
- (29)「契約値段」とは、第3条に定める清算対象取引において、当事者が定めた商品について当事者間で取り決めた当該商品の固定価格をいう。
- (30)「清算値段」とは、当社が定めるところにより、営業日ごとに第3条第2項各号に掲げる清算対象取引に係る各清算約定について、当該営業日ごとの値洗差損益金を算出するための値段をいう。
- (31)「最終清算値段」とは、第3条第2項各号に掲げる清算対象取引に係る清算約定を決済するための清算値段をいう。
- (32)「値洗差損益金」とは、各清算約定に係る限月の第4条第4項各号に規定する債務の引受けの最終申込日（第3条第2項第2号に掲げるTOCOMスワップ取引（原油に限る。）にあっては、最終申込日の翌営業日。第34号及び第4条第5項において同じ。）が経過していない清算約定について、各清算約定の契約値段と各清算約定に係る清算値段との差額に当該清算約定の清算単位の倍率及び清算数量を乗じて得た額をいう。
- (33)「値洗損益金通算額」とは、各清算約定に係る値洗差損益金を清算約定（自己分）及び清算約定（委託分）ごとに通算した額をいう。
- (34)「決済差金」とは、各清算約定に係る限月の第4条第4項各号に規定する債務の引受けの最終申込日が経過した清算約定について、各清算約定の契約値段と最終清算値段との差額に当該清算約定の清算単位の倍率及び清算数量を乗じて得た額をいう。
- (35)「決済差金通算額」とは、各清算約定に係る決済差金を清算約定（自己分）又は清算約定（委託分）ごとに通算した額をいう。
- (36)「清算単位の倍率」とは、第3条第3項に規定する清算単位を、同条第4項第1号に規定する呼値で除した数値をいう。
- (37)「OTC清算預託金」とは、「OTC一般清算預託金」及び「OTC特別清算預託金」をいう。
- (38)「OTC一般清算預託金」とは、各OTC清算参加者が第71条第1項第1号の定めに基づき当社に預託する金銭及び充用有価証券をいう。
- (39)「OTC特別清算預託金」とは、各OTC清算参加者が第71条第1項第2号の定めに基づき当社に預託する金銭及び充用有価証券をいう。
- (40)「合意終了」とは、第4条第4項各号に定める債務の引受けの最終申込日が到来していない清算約定及びその反対清算約定を、第48条の規定に基づき、当社並びに当該清算約定及びその反対清算約定の当事者であるOTC清算参加者間（当該清算約定又は当該反対清算約定のいずれか又はその両方が清算取次ぎの委託に基づくものであるときは、当該清算取次ぎの基となった清算取次原取引の当事者である清算委託者及びOTC清算参加者又は他の清算委託者の間）の合意をもって、その終了日前に終了させることをいう。
- (41)「合意解除」とは、第4条第4項各号に定める債務の引受けの最終申込日が到来していない清算約定及びその反対清算約定を、第49条の規定に基づき、当社並びに当該清算約定及びその反対清算約定の当事者であるO

OTC清算参加者間（当該清算約定又は当該反対清算約定のいずれか又はその両方が清算取次ぎの委託に基づくものであるときは、当該清算取次ぎの基となった清算取次原取引の当事者である清算委託者及びOTC清算参加者又は他の清算委託者の間）の合意をもって、その終了日前に、遡及して消滅させることをいう。

- (42)「期限前終了」とは、合意解除以外の事由により清算約定が第4条第4項各号に定める債務の引受けの最終申込日の到来前に終了することをいう。
 - (43)「期限前終了手数料」とは、清算約定が期限前終了した場合（清算約定を承継した場合を除く。）において、当該清算約定の当事者間で授受される金銭をいう。
 - (44)「支払不能」とは、OTC清算参加者が第83条第1項各号に掲げる事由に該当すると当社が認定した状態及び同条第2項に規定する報告があつて当該報告が適当であると当社が認定した状態をいう。
 - (45)「支払不能清算参加者」とは、当社が支払不能を認定したOTC清算参加者をいう。
 - (46)「支払不能認定日」とは、OTC清算参加者について当社が支払不能を認定した日をいう。
 - (47)「支払不能処理入札」とは、第90条第1項第1号に規定する支払不能処理入札をいう。
 - (48)「OTC決済不履行積立金」とは、OTC清算参加者の支払不能によるOTC取引清算業務の損失の補填に充てるために、当社が定めるところにより積み立てる額をいう。
 - (49)「営業日」とは、休業日以外の日をいう。
 - (50)「休業日」とは、第6条第1項に規定する休業日及び同条第2項に規定する臨時休業日をいう。
 - (51)「純資産額」とは、OTC清算参加者が商品先物取引業者である場合にあっては、法第99条に規定する純資産額をいい、商品先物取引業者以外の者である場合にあっては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って計算される純資産額をいう。
 - (52)「役員」とは、会社法（平成17年法律第86号）第329条に規定する役員（株式会社以外の法人にあっては、法令上株式会社における役員と同様に取り扱われている者）をいう。
- 2 法、ISDA定義集又はISDA商品定義集における用語の意義と本業務方法書等における用語の意義が異なる場合には、本業務方法書等における用語の意義が優先する。

（清算対象取引）

第3条 当社のOTC取引清算業務の対象とする債務の起因となる取引（以下「清算対象取引」という。）は、本条に定める取引であつて、次条に定める適格OTC取引とする。

- 2 清算対象取引は、次の各号に定める対象商品について当事者の一方（以下「X」という。）が相手方（以下「Y」という。）と取り決めた契約値段及び

数量に基づいて金銭をYに支払うこと（買）及びYが最終清算値段及び数量に基づいて金銭をXに支払うこと（売）を相互に約する取引であって、これらの金銭の支払いを第4条第5項に規定する決済日に決済差金の授受により行う取引（以下「スワップ取引」という。）とする。

(1) R I Mスワップ取引

イ 東京湾岸における製油所・一次基地及び二次基地出しバージ取りのE Xパイプ取引であることを条件とする次の①から⑤までに定める商品に係るリム情報開発株式会社が発表する価格に基づくスワップ取引

- ① ガソリン
- ② 灯油
- ③ 軽油
- ④ A重油
- ⑤ L S A重油

ロ 西日本（和歌山を含む大阪湾岸及び瀬戸内以西の大分を含む地域をいう。以下同じ。）における製油所・一次基地及び二次基地出しバージ取りのE Xパイプ取引であることを条件とする次の①から⑤までに定める商品に係るリム情報開発株式会社が発表する価格に基づくスワップ取引

- ① ガソリン
- ② 灯油
- ③ 軽油
- ④ A重油
- ⑤ L S A重油

(2) T O C O Mスワップ取引

株式会社東京商品取引所の開設する次に掲げる市場の上場商品構成物品を対象商品とした、株式会社東京商品取引所が発表する価格に基づくスワップ取引

イ 石油市場 ガソリン、灯油、軽油及び原油
ロ 中京石油市場 ガソリン及び灯油

3 清算対象取引の清算単位は、1清算単位を50キロリットルとする。

4 清算対象取引の呼値及び呼値の単位は次のとおりとする。

(1) 呼値 1キロリットル

(2) 呼値の単位 10円

(適格O T C取引の要件)

第4条 適格O T C取引は、I S D A基本契約又はその他のO T C取引に関する基本的事項を定めた基本契約（当社が定めるものに限る。）に基づくO T C取引であって、次項から第6項までに定める要件を満たしたO T C取引とする。

2 各適格O T C取引の新甫（新たに生まれる限月をいう。以下同じ。）発会日は、次の各号に定める日とする。ただし、当日が休業日の場合にあっては、繰り下げるものとする。

(1) R I Mスワップ取引 毎月 11日

- (2) TOCOMスワップ取引（原油を除く。） 毎月 26日
- (3) TOCOMスワップ取引（原油に限る。） 毎月 1日
- 3 各適格OTC取引の限月は、次の各号に定める限月とする。
 - (1) RIMスワップ取引 新甫発会日の属する月から起算した4月以内の各限月
 - (2) TOCOMスワップ取引（原油を除く。） 新甫発会日の属する月の翌々月から起算した6月以内の各限月
 - (3) TOCOMスワップ取引（原油に限る。） 新甫発会日の属する月から起算した6月以内の各限月
- 4 各適格OTC取引の債務の引受けの開始日及び最終申込日は、次の各号に定める日とする。ただし、債務の引受けの最終申込日が休業日の場合にあっては、繰り上げるものとする。
 - (1) RIMスワップ取引
債務の引受けの開始日は、新甫発会日とし、債務の引受けの最終申込日は、当月限の属する月の最終営業日とする。ただし、12月限の債務の引受けの最終申込日にあっては、12月27日とする。
 - (2) TOCOMスワップ取引（原油を除く。）
債務の引受けの開始日は、新甫発会日とし、債務の引受けの最終申込日は、当月限の属する月の前月25日とする。
 - (3) TOCOMスワップ取引（原油に限る。）
債務の引受けの開始日は、新甫発会日とし、債務の引受けの最終申込日は、当月限の属する月の最終営業日とする。
- 5 適格OTC取引に係る決済差金を授受する日（以下「決済日」という。）は、前項に定める債務の引受けの最終申込日の翌月14日とする。ただし、当日が休業日である場合には、繰り下げるものとする。
- 6 適格OTC取引の要件については、本条に定めるものの他、必要な事項は、当社が定めるものとする。

（適格OTC取引に係る債務の引受けの申込期間等）

- 第5条 当社が債務の引受けの申込みを受け付ける期間は、各適格OTC取引の限月の新甫発会日から当該限月の債務の引受けの最終申込日までとし、当該申込みを受付ける時間は当社が定めるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社が定める休業日及び休止日にあっては、債務の引受け（休止日にあっては、第3条第2項第1号に掲げるRIMスワップ取引に係るものに限る。）は行わないものとする。

（休業日）

- 第6条 当社は、次の各号に掲げる日を休業日とする。
 - (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 土曜日
 - (4) 年始3日間

- (5) 12月31日
- 2 当社は、必要があると認めるときは、臨時休業日を定めることができる。
 - 3 当社は、必要があると認めるときは、O T C取引清算業務の全部若しくは一部を臨時に停止し又は臨時に行うことができる。
 - 4 前2項の場合には、当社は、すべてのO T C清算参加者に対し、あらかじめその旨を通知する。

(休止日)

第7条 前条に規定する休業日に加え、第3条第2項第1号に定めるR I Mスワップ取引にあっては、当社の定める日を休止日とし、債務の引受けの申込みの受付及び当該清算約定に係る清算値段に基づく値洗差損益金の算出業務を行わない。

(債務引受申込受付の臨時停止等)

- 第8条 当社は、当社が行うO T C取引清算業務の継続に支障がある又はそのおそれがあると認めるときは、臨時に債務の引受けの申込みの受付の時間を変更し、臨時に受付の全部若しくは一部を停止し、又は臨時に受付の全部若しくは一部を制限することができる。
- 2 前項の場合には、当社は、速やかにその旨をO T C清算参加者に通知し、かつ公表するものとする。

(充用有価証券)

- 第9条 充用有価証券の充用価格は、当社が定めるところによるものとする。
- ただし、当社は、相場に著しい変動が生じた場合等、充用有価証券の担保価値を適正に評価するために特に必要があると認めるときは、充用有価証券の種類を変更し又は充用価格を臨時に変更することができる。
- 2 充用有価証券の預託の方法その他充用有価証券に関し必要な事項は、当社が定める。

第2章 OTC清算参加者

第1節 OTC清算資格の取得

(OTC清算資格の取得の申請及び承認)

- 第10条 業務方法書の定めるところにより、清算資格を有する者及び取得しようとする者は、当社が定めるところにより、当社にOTC清算資格の取得の申請を行うことができる。
- 2 当社は、前項の規定によりOTC清算資格の取得申請者（以下「取得申請者」という。）からOTC清算資格の取得の申請があった場合において、審査により適当であると認めるときは、OTC清算資格の取得の承認を行う。
- 3 前項の承認は、OTC清算資格を取得すべき期日（以下本節において「資格取得予定期日」という。）を指定して行う。

(OTC清算資格の要件)

- 第11条 前条第1項の申請に係る同条第2項の審査は、取得申請者に関する次項各号に定める要件を満たしていること、その他当社によるOTC取引清算業務の適切な遂行を確保する観点から必要と認める事項について行うものとする。
- 2 業務方法書の定めるところにより、清算資格を有する者及び清算資格を取得しようとする者であって、以下の各号に定める要件を満たすこと
- (1) 経営体制
当社が行うOTC取引清算業務の運営に鑑みて適当でないと認められる者の支配又は影響を受けていないことなど当社が行うOTC取引清算業務について社会的な信用が十分に確保されると見込まれる健全な経営体制であること。
- (2) 拠点
国内に営業所又は事務所を有すること。
- (3) 財務基盤
資格取得予定期日において、以下のイからハに定める要件に適合すると見込まれること。
- イ 収支状況において安定的収益が見込めること。
- ロ 純資産額が10億円以上であること。
- ハ 資本金の額又は出資の総額（相互会社にあつては、基金（基金償却積立金を含む。）の総額）が3億円以上であること。
- (4) 業務執行体制
- イ 清算対象取引について清算約定の決済、損失の危険の管理及び法令（法及びその関係法令をいう。以下同じ。）、法令に基づく行政処分、本業務方法書等の遵守に関し適切な業務執行の体制を備えていること。
- ロ 支払不能となったOTC清算参加者の清算約定の処理手続に参加できる業務執行の体制を備えていること。

(OTC清算資格の取得手続の履行)

- 第12条 当社が第10条第2項の規定によりOTC清算資格の取得の承認を行ったときは、資格取得予定期日の前営業日までに、取得申請者をして、OTC一般清算預託金の預託その他当社が定めるOTC清算資格の取得手続を履行させるものとする。
- 2 前項の取得申請者が、業務方法書の定めるところにより、清算資格を取得しようとする者であって、当該清算資格の取得と同時にOTC清算資格を取得しようとする場合には、資格取得予定期日の前営業日までに、業務方法書において定める商品取引債務引受業に係る清算資格取得手続を履行しておかなければならない。
- 3 第1項の取得申請者が資格取得予定期日の前営業日までに同項の手続（業務方法書の定めるところにより、清算資格を取得しようとする者にあつては、前項に規定する手続を含む。次条第1項において同じ）を履行しないときは、OTC清算資格の取得申請を取り下げたものとみなす。
- 4 第1項の場合において、取得申請者がOTC清算参加者から分割により事業（OTC取引又はOTC取引の清算の取次ぎに係る事業をいう。以下同じ）を承継し、又は事業を譲り受け、当該OTC清算参加者のOTC清算資格の喪失と同時にOTC清算資格を取得する場合で、当社がOTC清算資格を喪失するOTC清算参加者と取得申請者の実態に差異がないと認めるときは、当該OTC清算資格を喪失するOTC清算参加者が現に預託しているOTC一般清算預託金をもって取得申請者が預託すべきOTC一般清算預託金に充てることができる。

(OTC清算資格取得の日)

- 第13条 当社は、取得申請者が前条第1項の規定による手続を履行したときは、資格取得予定期日に、OTC清算資格を付与する。
- 2 当社は、前項の規定により取得申請者にOTC清算資格を付与したときは、その旨をOTC清算資格を有する各OTC清算参加者に対して通知し、かつ公表するとともに、主務大臣に対して報告するものとする。

第2節 OTC清算参加者の義務

(OTC清算参加者契約の締結)

- 第14条 OTC清算参加者は、当社との間で、当社が定めるOTC清算参加者契約を締結しなければならない。

(清算参加者代表者)

- 第15条 OTC清算参加者は、その代表取締役又は代表執行役（OTC清算参加者が外国の法令に準拠して設立された法人の場合は、日本における代表者で、かつ、取締役又は執行役と同等以上の地位にある者）のうちから、当社において当該OTC清算参加者を代表するのに適当な者1人を、当社が定めるところにより、あらかじめ清算参加者代表者として当社に届け出なければ

ばならない。

- 2 OTC清算参加者と当社との関係においては、清算参加者代表者のみが当該OTC清算参加者を代表するものとする。ただし、日常業務に関しては、あらかじめその範囲を明確にして、当社に届け出た日常業務代行者をして行わせることができる。

(支払不能処理対応責任者)

第16条 OTC清算参加者は、その役員又は従業員のうち、OTC取引の実務に精通し、当社の行う支払不能処理に関して当該OTC清算参加者を代表又は代理するものとして支払不能処理対応責任者を1名選任し、当社が定めるところにより、当社に届け出なければならない。

(決済業務責任者)

第17条 OTC清算参加者は、清算約定の決済に係る業務の統括に当たらせるため、その役員又は従業員のうちから決済業務責任者1人を選任し、当社が定めるところにより、当社に届け出なければならない。

(役員又は他の者との共同関係又は支配関係)

第18条 当社は、OTC清算参加者の役員又は他の者との共同関係又は支配関係が当社のOTC取引清算業務の運営に鑑みて適当でないと認めるときは、当該OTC清算参加者を審問のうえ、理由を示して、その変更を請求することができる。ただし、当該OTC清算参加者が陳述書を提出したときは、その提出をもって、審問に代えることができる。

- 2 前項に規定する審問の手続は、当社が定めるところによるものとする。
- 3 当社は、OTC清算参加者が正当な理由がないにもかかわらず第1項の審問に応じない場合には、審問を行わずに同項の変更請求を行うことができる。
- 4 OTC清算参加者は、第1項の変更請求に異議があるときは、変更請求の通知を受けた日から10日以内に、当社に対し書面をもって、理由を示して、異議の申立てを行うことができる。
- 5 当社は、前項の異議の申立てを受理したときは、遅滞なく、取締役会を開催する。
- 6 前項の取締役会において、第1項の変更請求を変更し、又は取り消すことが適当であると認められたときは、当社は、直ちに同項の変更請求を変更し、又は取り消すものとする。

(OTC清算参加者による手数料の納入)

第19条 OTC清算参加者は、当社が定めるところにより、手数料を当社に納入しなければならない。

(OTC取引清算業務に関する責任の所在)

第20条 当社は、OTC清算参加者又は清算委託者がその業務上、当社が行うOTC取引清算業務に関し損害を受けることがあっても、当社に故意又は

重過失が認められる場合を除き、これを賠償する責めに任じない。

(届出事項)

第21条 OTC清算参加者は、次に掲げる行為をしようとするときは、当社が定めるところにより、あらかじめ（あらかじめ届け出ることが不可能又は法令遵守その他のやむを得ない事由により著しく困難である場合には、事後速やかに）その内容を当社に届け出なければならない。

- (1) 事業の廃止
- (2) 当該OTC清算参加者が他の会社と合併して消滅することとなる場合の当該合併及び当該OTC清算参加者が他の会社と合併して会社を設立する場合の当該合併
- (3) 合併及び破産手続開始の決定以外の事由による解散
- (4) 分割による事業の全部又は一部の他の会社への承継
- (5) 事業の全部又は一部の譲渡
- (6) 当該OTC清算参加者が他の会社と合併して合併後存続することとなる場合の当該合併
- (7) 分割による事業の全部又は一部の他の会社からの承継
- (8) 事業の全部又は一部の譲受け
- (9) 氏名又は商号若しくは名称の変更（英文の氏名又は商号若しくは名称の変更を含む。）
- (10) 本店若しくは主たる事務所又は事業に関する従たる営業所若しくは従たる事務所の変更

(報告事項)

第22条 OTC清算参加者は、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、当社が定めるところにより、直ちにその内容を当社に報告しなければならない。

- (1) 損失の危険の管理方法、業務分掌の方法その他の業務の内容及び方法を定めたとき又は変更したとき
- (2) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算手続開始の申立て（外国の法令上これらに相当する申立てを含む。）を行ったとき若しくは清算開始となったとき又はこれらの事実（外国の法令上これらに相当する事実を含む。）を知ったとき
- (3) 支払不能となり又は支払不能となるおそれがある状態となったとき
- (4) 大株主上位10名（自己又は他人の名義をもって所有する株式の数が多い順に10名の株主をいう。）に関し変更があったとき
- (5) 役員の変更（役員住所変更を除く。）があったとき又は他の会社その他の法人の役員への就任若しくは退任があったとき
- (6) 法、金融商品取引法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定による処分を受けたとき、又は処分に係る聴聞若しくは弁明の機会の付与が行われたとき
- (7) 商品取引所（法第2条第4項の商品取引所をいう。以下同じ。）、金融

商品取引法に基づき設立された金融商品取引所（以下「金融商品取引所」という。）若しくは金融商品取引清算機関（以下「金融商品取引清算機関」という。）又はこれらに相当する外国の取引所等から処分を受けたとき、又は処分に係る聴聞若しくは弁明の機会の付与が行われたとき

- (8) OTC清算参加者の役員が法第15条第2項第1号イからルまでのいずれかに該当したとき
- (9) 民事事件に係る訴え（訴訟の目的の価額が3億円未満のものを除く。）を提起され若しくは当該訴訟について判決があったとき若しくは当該訴訟が終結したとき又は民事調停法による調停（調停を求める事項の価額が3億円未満のものを除く。）を申し立てられ若しくは当該調停案件が終結したとき
- (10) 資本金の額若しくは出資の総額（相互会社にあつては、基金（基金償却積立金を含む。）の総額）が3億円を下回ることとなったとき又は純資産額が10億円を下回ることとなったとき
- (11) 租税滞納処分若しくはその処分の例によって差押えを受け、又は裁判所から差押え、仮処分その他の保全処分をうけたとき
- (12) 犯罪嫌疑のため起訴されたとき（役員を含む。）
- (13) 事業報告書を作成したとき（会計監査人設置会社にあつては、事業報告書に添付される計算書類に係る会計監査人の監査報告書が添付されたもの。）
- (14) 純資産額調書（商品先物取引法施行規則（平成17年農林水産省・経済産業省令第3号。以下「省令」という。）に規定する純資産額に関する調書をいう。）等当社が定める書類を作成したとき
- (15) 事業年度の末日の変更があったとき

(OTC清算参加者の監査)

第23条 当社は、次の各号に掲げる場合その他当社のOTC取引清算業務の運営上必要があると認める場合は、OTC清算参加者に対し、当該OTC清算参加者の事業若しくは財産に関して参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求し、又は当社の職員をして当該OTC清算参加者の事業若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を監査させることができる。

- (1) OTC清算参加者による本業務方法書等の遵守の状況の調査を行う場合
- (2) OTC清算参加者の財務の状況の調査を行う場合

2 前項の監査に関し必要な事項は、当社が規則で定める。

第3節 OTC清算参加者の申請によるOTC清算資格の喪失

(OTC清算資格の喪失申請)

第24条 OTC清算参加者がOTC清算資格を喪失しようとするときは、当社が定めるところにより、OTC清算資格の喪失の申請をし、当社の承認を受けなければならない。

2 当社は、OTC清算参加者から前項の規定によるOTC清算資格の喪失の

申請があった場合には、その旨を他のOTC清算参加者に速やかに通知し、かつ公表する。

(OTC清算資格の喪失)

第25条 OTC清算参加者が前条第1項の規定によりOTC清算資格の喪失の申請をした場合、当該OTC清算参加者は、その申請の日の翌日から起算して30日目の日の当社が定める時点又は当該OTC清算参加者を当事者とするすべての清算約定が解消された日以降の当社が定める時点のいずれか遅い時点において、OTC清算資格を喪失する。

2 OTC清算参加者は、その有する商品取引債務引受業に係るすべての清算資格を喪失した場合には、喪失した日をもって当然にOTC清算資格を喪失する。

3 前項のOTC清算参加者であった者は、その者の清算約定で未決済のもの整理を行うためその他当社が必要と認める範囲内において、なお、OTC清算参加者とみなす。

4 当社は、OTC清算資格の喪失を承認した場合は、その旨をOTC清算資格を有する各OTC清算参加者に対して通知し、かつ公表するとともに、主務大臣に対して報告するものとする。

(OTC清算資格の喪失申請者の合併等の場合の特例)

第26条 OTC清算資格の喪失申請者がOTC清算資格の喪失と同時に、OTC清算資格を取得する者又はOTC清算資格を有する者に合併され、分割により事業を承継させ又は事業を譲渡する等の場合において、当該喪失申請者の清算約定のすべてを解消させる必要がないと当社が認めるとき（清算委託者との間で清算受託契約を締結している当該喪失申請者にあつては、当該清算受託契約のすべてを解約させる必要がないと当社が認めるときを含む。）は、前条第1項の規定にかかわらず、当該喪失申請者は、当社がその都度定める時点において、OTC清算資格を喪失する。

(OTC清算資格の喪失の際の債務弁済)

第27条 OTC清算資格を喪失した者は、当社のOTC取引清算業務に関して当社に対して返還請求権を有する金銭又は充用有価証券をもって、当該者がOTC清算参加者として当社に対して負担した一切の債務の弁済に充てなければならない。

2 前項の金銭又は充用有価証券が同項の債務の弁済に不足する場合には、同項のOTC清算資格を喪失した者は、当社がその都度指定する日までにその不足する債務の一切を弁済しなければならない。

(OTC清算資格の喪失の際の本業務方法書等の適用)

第28条 OTC清算参加者がOTC清算資格を喪失した場合において、当該喪失前の原因に基づいて生じた権利義務があるときは、当該権利義務について、本業務方法書等の定めが適用されるものとする。

第4節 OTC清算参加者に対する措置等

(OTC清算参加者に対する措置)

第29条 当社は、OTC清算参加者が次の各号のいずれかに該当することとなったと認める場合には、当該OTC清算参加者を審問の上、当該各号に掲げる措置を行うことができる。この場合において、当該措置がOTC清算資格の取消しであるときは、取締役会の決議により、これを行うものとする。

- (1) 不正な手段によってOTC清算資格を取得したときは、OTC清算資格の取消し
- (2) OTC清算資格の要件に適合しなくなったときは、OTC清算資格の取消し（第3項に定める場合を除く。）
- (3) 支払不能となり容易に回復しえない状態となったときは、OTC清算資格の取消し
- (4) 当該OTC清算参加者が当事者で現に清算対象となっている適格OTC取引に関する契約を履行しないときは、6月以内の期間を定めて当該OTC清算参加者を当事者とする清算対象取引及び当該OTC清算参加者と清算受託契約を締結した清算委託者の清算取次原取引に係る清算取次ぎの委託に基づく債務の引受けの全部若しくは一部の停止又はOTC清算資格の取消し
- (5) 当社に払込み、納入又は預託しなければならない金銭及び充用有価証券を、当社が定めるところにより、払込み、納入又は預託しないときは、6月以内の期間を定めて当該OTC清算参加者を当事者とする清算対象取引及び当該OTC清算参加者と清算受託契約を締結した清算委託者の清算取次原取引に係る清算取次ぎの委託に基づく債務の引受けの全部若しくは一部の停止又はOTC清算資格の取消し
- (6) 法、金融商品取引法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定による処分を受けたときは、戒告、6月以内の期間を定めて当該OTC清算参加者を当事者とする清算対象取引及び当該OTC清算参加者と清算受託契約を締結した清算委託者の清算取次原取引に係る清算取次ぎの委託に基づく債務の引受けの全部若しくは一部の停止又はOTC清算資格の取消し
- (7) OTC清算参加者が商品取引所、金融商品取引所、金融商品取引清算機関又はこれらに相当する外国の取引所等から処分を受けたときは、戒告、6月以内の期間を定めて当該OTC清算参加者を当事者とする清算対象取引及び当該OTC清算参加者と清算受託契約を締結した清算委託者の清算取次原取引に係る清算取次ぎの委託に基づく債務の引受けの全部若しくは一部の停止又はOTC清算資格の取消し
- (8) 第21条に基づく届出若しくは第22条に基づく報告をせず又は虚偽の届出若しくは報告を行ったときは、戒告、6月以内の期間を定めて当該OTC清算参加者を当事者とする清算対象取引及び当該OTC清算参加者と清算受託契約を締結した清算委託者の清算取次原取引に係る清算取次ぎの委託に基づく債務の引受けの全部若しくは一部の停止又はOTC清算資格

の取消し

- (9) 第23条の規定による監査を拒否し、妨げ若しくは忌避したとき、又は同条の規定による報告若しくは資料の提出を行わず若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出を行ったときは、戒告、6月以内の期間を定めて当該OTC清算参加者を当事者とする清算対象取引及び当該OTC清算参加者と清算受託契約を締結した清算委託者の清算取次原取引に係る清算取次ぎの委託に基づく債務の引受けの全部若しくは一部の停止又はOTC清算資格の取消し
- (10) 前各号のほか、OTC清算参加者が、法若しくは法の規定に基づく処分又は清算受託契約、本業務方法書等若しくはこれらに基づく処分に違反したときは、戒告、6月以内の期間を定めて当該OTC清算参加者を当事者とする清算対象取引及び当該OTC清算参加者と清算受託契約を締結した清算委託者の清算取次原取引に係る清算取次ぎの委託に基づく債務の引受けの全部若しくは一部の停止又はOTC清算資格の取消し
- 2 当社は、OTC清算参加者が次に掲げるいずれかの事由に該当することとなった場合において、当該事由の原因、再発生の可能性、当社のOTC取引清算業務に及ぼし得る影響の程度その他の事情を勘案して必要と認めるときは、当該OTC清算参加者を審問のうえ、理由を示して、当該OTC清算参加者を当事者とする清算対象取引及び当該OTC清算参加者と清算受託契約を締結した清算委託者の清算取次原取引に係る清算取次ぎの委託に基づく債務の引受けの全部又は一部の停止その他当社が必要かつ適当と認める措置を行うことができる。
- (1) 第18条の規定による役員又は他の者との共同関係又は支配関係の変更請求に応じないとき。
- (2) 総株主等の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数が当社のOTC取引清算業務の運営に鑑みて適当でないと認められる者によって保有されるに至ったとき。
- (3) 相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、OTC清算参加者に対し取締役又は執行役と同等以上の支配力を有する者が、当社のOTC取引清算業務の運営に鑑みて適当でないと認められるとき。
- 3 当社は、OTC清算参加者が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当することとなつたと認める場合には、その事由が消滅するまで、当該OTC清算参加者を当事者とする清算対象取引又は当該OTC清算参加者と清算受託契約を締結した清算委託者の清算取次原取引に係る清算取次ぎの委託に基づく債務の引受けの全部若しくは一部の停止の措置を行う。
- (1) 純資産額が10億円を下回ったとき
- (2) 資本金の額又は出資の総額（相互会社にあつては、基金（基金償却積立金を含む。）の総額）が3億円を下回ったとき

- 4 当社は、O T C清算参加者が第21条第1号から第5号までのいずれかに掲げる事項（同条第4号にあっては事業の全部の承継、第5号にあっては事業の全部の譲渡に限る。）について当社へ届出を行った場合において、O T C清算資格の喪失申請を行わないときは、当該O T C清算参加者を審問のうえ、当該O T C清算参加者を当事者とする清算対象取引又は当該O T C清算参加者と清算受託契約を締結した清算委託者の清算取次原取引に係る清算取次ぎの委託に基づく債務の引受けの全部又は一部の停止の措置を行うことができる。

（ポジション保有状況の改善指示等）

第30条 O T C清算参加者は、自己を当事者とする清算約定について、その状況、自己及び清算委託者の信用力その他の事情に照らして、当社又は他のO T C清算参加者に損失を生じさせることとならないよう、適正に維持、管理するよう努めるものとする。

- 2 当社は、O T C清算参加者の当社に対する債務履行の確実性に係る危険を速やかに解消する必要があると認められる場合には、その必要な限度において、当該O T C清算参加者を審問のうえ、当該O T C清算参加者を当事者とする清算対象取引又は当該O T C清算参加者と清算受託契約を締結した清算委託者の清算取次原取引について債務の引受けの全部若しくは一部の停止の措置又は取締役会の決議によるポジション保有状況の改善指示の措置を行うことができる。
- 3 前項に規定するポジション保有状況の改善指示を受けたO T C清算参加者は、当社がその都度指定する日までに、当該指示を受けた事由を解消することを目的として、清算約定（自己分）又は清算約定（委託分）の合意終了又は合意解除その他具体的な措置を講じなければならない。
- 4 当社は、当社が必要と認めた場合には、以下に掲げる措置を講じることができる。
 - （1）清算約定（自己分）又は清算約定（委託分）に係る当初証拠金の引上げ
 - （2）O T C特別清算預託金の預託
- 5 本業務方法書に定めるもののほか、ポジション保有状況の改善指示等に関し必要な事項は、当社がその都度定める。

（債務の引受けの停止等の措置の解除）

- 第31条 当社が第29条第2項及び第4項の規定により期間を定めずに債務の引受けの停止措置を行った場合において、当該停止措置の原因となった事由が除去されたときは、当該停止措置を受けたO T C清算参加者は、当社に対して、説明書を添付して当該停止措置の解除を申請することができる。
- 2 当社は、当社のO T C取引清算業務の適切な遂行を確保する観点から前項の申請に基づく停止措置の解除が適当であると認めるときは、その申請を承認する。
 - 3 第1項のO T C清算参加者が、同項の停止措置を受けた日から1年以内に前項の承認を受けられない場合には、当社は、取締役会の決議により、当該

- OTC清算参加者のOTC清算資格を取り消すことができる。
- 4 第1項及び第2項の規定は、当社が第30条に規定する措置を行った場合について準用する。
 - 5 第29条第3項の場合において、OTC清算参加者を当事者とする清算対象取引及び当該OTC清算参加者と清算受託契約を締結した清算委託者の清算取次原取引に基づく債務の引受けの停止をした日から6月以内に当該OTC清算参加者の財務基盤が同項各号に抵触している状況が解消されることとなったときは、当該OTC清算参加者からの申立てにより、当社は同項の規定による債務の引受けの停止を解除するものとする。
 - 6 第29条第3項の場合において、OTC清算参加者の財務基盤が前項に規定する期間内に第29条第3項各号に抵触している状況が解消されなかったときは、取締役会の決議により、OTC清算資格の取消しを行うものとする。

(異議の申立て等)

第32条 第18条第1項ただし書き、第2項及び第3項の規定は第29条(第3項を除く。以下この条において同じ。)及び第30条第2項の審問について、第18条第4項から第6項までの規定は第29条及び第30条に規定する措置について、それぞれ準用する。

(措置の通知等)

- 第33条 当社は、本業務方法書に基づき債務の引受けの全部若しくは一部の停止を行おうとする場合又はOTC清算資格を取り消そうとする場合には、これらの措置を受けるOTC清算参加者に対し、あらかじめその旨を通知する。
- 2 当社がOTC清算参加者に対して債務の引受けの全部若しくは一部の停止措置を行った場合又はOTC清算参加者のOTC清算資格を取り消した場合には、当該OTC清算参加者は、清算受託契約を締結している清算委託者に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。
 - 3 当社は、本業務方法書に基づき債務の引受けの全部若しくは一部の停止、OTC清算資格の取消し又はポジション保有状況の改善指示の措置をOTC清算参加者に対して行った場合には、当該措置を行った日以後速やかに、他のOTC清算参加者に対してその旨を通知し、かつ公表するものとする。ただし、当社は、当該通知及び公表を行った場合における市場への影響度その他の事由を勘案して必要かつ適当と認めるときは、当社が適当と認める日に通知及び公表を行うことができる。
 - 4 当社は、前項に規定する通知及び公表を行う場合には、当該通知及び公表の対象となる措置の重要性又は当該通知及び公表を行った場合における市場への影響度その他の事由を勘案して、通知及び公表を行う範囲をその都度定めるものとする。

(OTC清算資格を取り消された場合における清算約定の取扱い)

第34条 OTC清算参加者は、OTC清算資格を取り消された場合には、当

社がその都度定める期間内に、当該OTC清算参加者のすべての清算約定を解消しなければならない。

- 2 前項の場合において、同項のOTC清算参加者が同項に規定する期間内にすべての清算約定を解消することができないときは、当該清算約定は、第9章第2節の規定に準じて処理されるものとする。この場合において、必要な事項は当社がその都度定める。

(債務の引受けの停止を受けたOTC清算参加者の措置)

第35条 当社がこの章の規定に基づき債務の引受けの全部又は一部の停止を行った場合には、対象OTC清算参加者は、当社の承認を受けて、その期間中、当該対象OTC清算参加者の清算約定で未決済のものを、他のOTC清算参加者へ引き継ぐことができる。

(OTC清算参加者に対する勧告)

- 第36条 当社は、OTC清算参加者の業務又は財産の状況が当社のOTC取引清算業務の運営に鑑みて適当でないと認めるときは、当該OTC清算参加者に対し、適切な措置を講ずることを勧告することができる。
- 2 当社は前項の勧告を行った場合において必要があると認めるときは、当該OTC清算参加者に対し、その対応について報告を求めることができる。

第5節 雑則

(会社分割又は事業譲渡の場合の未決済約定の引継ぎ)

- 第37条 OTC清算参加者は、他のOTC清算参加者に分割により事業を承継させ、又は事業を譲渡する場合であって、当該事業の承継又は譲渡と同時に、OTC清算資格を喪失しないときは、当社の承認を受けて、当該他のOTC清算参加者に、当該事業の承継又は譲渡に係る未決済の清算約定を引き継がせることができる。
- 2 前項の場合において、引き継がせようとする未決済の清算約定が清算委託者の委託に基づくものであるときは、OTC清算参加者は、当該清算約定の引継ぎについて当該清算委託者の同意を得るものとする。
 - 3 第1項の場合において、未決済の清算約定の引継ぎに要する費用は、同項のOTC清算参加者又は同項の他のOTC清算参加者の負担とする。

第3章 清算取次ぎ

(清算取次ぎの対象取引)

第38条 OTC清算参加者が行うことができる清算取次ぎの対象取引は、第3条に定める取引のうち、第4条に定める要件を満たした適格OTC取引とする。

(清算受託契約の締結)

第39条 OTC清算参加者は、清算取次ぎを受託する場合、あらかじめ、清算委託者との間で、当社が定める清算受託契約を締結しなければならない。

- 2 清算委託者は、OTC清算参加者に対して清算取次ぎの委託をする場合、あらかじめ、当該OTC清算参加者との間で清算受託契約を締結し、かつ、当該清算受託契約及び本業務方法書等に従う旨の当社が定める様式による誓約書等を、OTC清算参加者を經由して当社に提出しなければならない。
- 3 前項の場合において、清算委託者から誓約書等の交付を受けたOTC清算参加者は、直ちに、当該誓約書等を当社に差し入れるものとする。

(清算受託契約の締結に係る承認申請)

第40条 OTC清算参加者は、清算受託契約を締結しようとする場合には、あらかじめ、当社が定めるところにより、その内容を当社に届け出て、当社の承認を受けなければならない。

(清算受託契約の解約の届出)

第41条 OTC清算参加者は、清算受託契約が解約される場合には、次の各号に掲げる解約の区分に従い、当該各号に定めるところ及び当社の定めるところにより、その内容を当社に届け出なければならない。

(1) 合意による解約

OTC清算参加者は、当該解約を行おうとする日の3営業日前の日までに届出を行う。

(2) OTC清算参加者が事前に清算委託者に対し書面により契約の解約の意思を申し出ることによる解約（第4号に掲げる解約を除く。）

OTC清算参加者は、当該解約の意思を申し出た後遅滞なく届出を行う。

(3) OTC清算参加者が事前に清算委託者から書面により契約の解約の意思の申し出を受けたことによる解約

OTC清算参加者は、当該解約の意思の申し出を受けた後遅滞なく届出を行う。

(4) 清算委託者との間で清算取次ぎの委託に基づく取引に係る債務の履行の确实性の観点から清算受託契約を解約することができる条件をあらかじめ定めている場合において、当該条件に該当したことをもってOTC清算参加者が事前に清算委託者に対し書面により契約の解約の意思を申し出ることによる解約

当該解約の意思を申し出た後直ちに、かつ、当該解約を行おうとする日の

前日までに届出を行う。

(5) その他清算受託契約の規定による解約

OTC清算参加者は、あらかじめ、又は清算受託契約の終了後遅滞なく届出を行う。

- 2 前項の規定による清算受託契約の解約までに成立した清算取次ぎの委託に基づく清算約定に関しては、引き続き清算受託契約を適用する。
- 3 第1項の規定による届出が当社に到達するまでの間は、清算受託契約の解約は、その効力を生じないものとする。

(誓約書等の効力)

第42条 清算委託者により当社に提出された誓約書等は、清算委託者とOTC清算参加者との間の清算受託契約が解約された時点でその効力を失う。

- 2 前項の規定による誓約書等の失効までに成立した清算約定（委託分）及び清算取次ぎの委託並びにOTC証拠金に関して、当社と清算委託者又はOTC清算参加者との間に権利義務が残存している場合には、当該権利義務に関する限度で、なお引き続き誓約書等の効力が存続するものとする。

(清算約定の区分管理)

第43条 OTC清算参加者は、自己を当事者とする清算約定を、清算約定（自己分）及び清算約定（委託分）に区分して管理しなければならない。

- 2 OTC清算参加者は、清算約定（委託分）を、清算委託者ごとに区分して管理しなければならない。

第4章 債務の引受け及び清算約定

第1節 債務の引受け

(債務の引受けの申込み)

第44条 OTC清算参加者は、当社に対して、当社が定める方法で通知することにより、債務の引受けの申込みをすることができる。

2 前項の規定による債務の引受けの申込みは、債務の引受けの対象となる適格OTC取引の当事者であるOTC清算参加者双方がしなければならない。

(債務の引受け)

第45条 当社は、適格OTC取引の両当事者であるOTC清算参加者から前条第1項の申込みに係る通知を受領した場合には、その内容及び当該取引が当社の定める条件を満たすこと（以下「債務引受要件」という。）を当社が定めるところにより確認するものとし、当社が債務引受要件の充足を確認することができた場合には、当社が定める時点をもって、当社は債務の引受けの対象となった適格OTC取引の一方の当事者であったOTC清算参加者（以下本条及び第51条第1項において「OTC清算参加者X」という。）が相手方当事者であったOTC清算参加者（以下本条及び第51条第1項において「OTC清算参加者Y」という。）に対し負担する債務（前条第1項の規定に基づく債務の引受けの申し込みを行うこととなった適格OTC取引に係る清算約定に関し発生する債務に限る。以下本条及び第51条において同じ。）を免責的に引き受け、OTC清算参加者Xは当社により引き受けられた当該債務と同一内容の債務を新たに当社に対し負担し、かつ、当社は、OTC清算参加者YがOTC清算参加者Xに対し負担する債務（前条第1項の規定に基づく債務の引受けの申し込みを行うこととなった適格OTC取引に係る清算約定に関し発生する債務に限る。以下本条及び第51条において同じ。）を免責的に引き受け、OTC清算参加者Yは当社により引き受けられた当該債務と同一内容の債務を新たに当社に対し負担するものとする。

2 当社は、前項の規定により清算約定が成立した場合には、OTC清算参加者X及びOTC清算参加者Yに清算約定が成立した旨及びその内容を遅滞なく通知するものとする。

3 当社は、OTC清算参加者の支払不能を認定した場合等において、OTC取引清算業務の円滑な遂行のため特に必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、債務引受要件の確認を臨時に行うことができる。この場合において、当社は、次に掲げる事項をあらかじめOTC清算参加者に通知するものとする。

(1) 本項の規定により債務引受件数等の確認を臨時に行う旨

(2) その他当社が確認を要すると認める事項

4 OTC清算参加者は、第1項の規定により清算約定が成立した場合には、適格OTC取引若しくは清算取次原取引又はそれらの債権債務について相手方当事者であるOTC清算参加者又は清算委託者に対抗することができる事

- 由（OTC取引の存否、意思表示の瑕疵又は欠缺その他一切の事由を含む。）があったとしても、これをもって当社に対して一切対抗することができない。
- 5 OTC清算参加者は、第1項の規定により当社が引き受けた債務の内容及びその決済に必要な事項を速やかに確認するものとする。
 - 6 相手方当事者であるOTC清算参加者が前項の規定による確認を行わなかったために損害を受けたOTC清算参加者は、遅滞なく、その旨を当社に届け出て、当該相手方当事者であるOTC清算参加者に賠償を請求することができる。
 - 7 第1項の規定に基づき成立した清算約定について、同項の規定に基づき確認した債務引受要件について、事実と異なる内容で申込みを行ったことが判明した場合は、当社は同項の規定に基づき引き受けた債務について、その履行をしないことができる。

第2節 清算約定

（清算約定の内容）

- 第46条 清算約定は、本業務方法書等、ISDA基本契約、ISDA定義集、ISDA商品定義集その他のOTC取引に関する基本的事項を定めた基本契約（当社が定めたものに限る。）の適用を受けるものとし、OTC清算参加者間で締結された2002 ISDA Master Agreement（Scheduleを含む。）、その他のOTC取引に関する基本的事項を定めた基本契約（当社が定めるものに限る。）又はOTC清算参加者間の合意（適格OTC取引の当事者であったOTC清算参加者間で締結されたコンファメーションを含むが、これに限られない。）で、本業務方法書等に定めがないものは、清算約定には一切適用されないものとする。
- 2 清算約定の内容については、前条第1項及び前項に規定するほか、当社が定めるところによる。
 - 3 第1項の規定により清算約定に対してISDA基本契約、ISDA定義集、ISDA商品定義集その他のOTC取引に関する基本的事項を定めた基本契約（当社が定めたものに限る。）を適用するにあたり必要な読替えその他の事項は、当社が定める。
 - 4 ISDA基本契約、ISDA定義集、ISDA商品定義集その他のOTC取引に関する基本的事項を定めた基本契約（当社が定めたものに限る。）の規定が本業務方法書等の規定に矛盾し、又は抵触する場合には、本業務方法書等の規定が優先する。

（期限前終了手数料）

- 第47条 当社又はOTC清算参加者は、清算約定が期限前終了した場合には、本業務方法書等の定めるところにより期限前終了手数料を支払う義務を負うものとする。

（清算約定の合意終了）

第48条 OTC清算参加者は、清算約定（当該清算約定に係る限月の債務の引受けの最終申込日が到来していないものに限る。）について合意結了を行おうとする場合には、当社に対し、当社が定める方法によりその旨の申込みをするものとする。

- 2 当社が、前項の規定によりOTC清算参加者から清算約定の合意結了の申込みを受けた場合において、当該清算約定の反対清算約定の当事者である他のOTC清算参加者から、当該反対清算約定の合意結了の申込み（当該清算約定の合意結了の申込みと、合意結了の実行日その他の条件を同一とするものに限る。）を受け、当社が当該申込みを適当と認めたときは、当社、当該OTC清算参加者及び当該他のOTC清算参加者は、当該清算約定及び当該反対清算約定を合意結了する。
- 3 前項の場合における期限前終了手数料は、当社が定めるところにより算出するものとし、当該期限前終了手数料を支払うべきOTC清算参加者は、当社が反対清算約定の当事者である他のOTC清算参加者に期限前終了手数料を交付するまでの間、当該期限前終了手数料に相当する額を変動証拠金として当社に預託しなければならない。
- 4 前3項に規定するほか、清算約定の合意結了に必要な事項は、当社が定める。

（清算約定の合意解除）

第49条 OTC清算参加者は、清算約定について合意解除を行おうとする場合には、当社に対し、当社が定める方法によりその旨を申込みものとする。

- 2 当社が、前項の規定によりOTC清算参加者から清算約定の合意解除の申込みを受けた場合において、当該清算約定の反対清算約定の当事者である他のOTC清算参加者から、当該反対清算約定の合意解除の申込み（当該清算約定の合意解除の申込みと、合意解除の実行日その他の条件を同一とするものに限る。）を受け、当社が当該申込みを適当と認めたときは、当社、当該OTC清算参加者及び当該他のOTC清算参加者は、当該清算約定及び当該反対清算約定を合意解除する。
- 3 前各項に規定するほか、清算約定の合意解除に必要な事項は、当社が定める。

第3節 清算取次ぎに関する特例

（清算取次ぎの委託）

第50条 清算委託者は、OTC清算参加者に対して清算取次ぎの委託をしようとする場合には、当社が定めるところにより、清算取次ぎの委託の基となる清算取次原取引における相手方のOTC清算参加者（当該相手方が清算委託者である場合には、当該清算委託者が清算取次ぎを委託したOTC清算参加者。以下「指定相手方」という。）及び当該清算委託者その他当社が定める事項をOTC清算参加者に通知するものとする。

- 2 OTC清算参加者は、前項の規定に基づく清算委託者からの清算取次原取

- 引に係る清算取次ぎの委託を受ける場合には、同項の通知の到達後遅滞なく、当社が定める事項を当社に対し通知し、債務の引受けを申し込むものとする。
- 3 当社は、前項に規定するOTC清算参加者からの債務の引受けの申込みについて、当該申込みの基となった清算取次原取引が、第4条に規定する適格OTC取引であること及び次の各号に掲げる条件をすべて満たす場合において、債務の引受けを行うものとする。
- (1) 第39条第1項の規定に基づき締結された清算受託契約が解約されていないこと。
 - (2) 当社が、当該通知に係る清算委託者から第39条第2項の誓約書等の提出を受けており、又はその効力が維持されていること。
 - (3) 当該申込みに係るOTC清算参加者が、債務の引受けの全部又は一部の停止措置（当該申込みに係る清算委託者の清算取次ぎの委託に基づき、当該清算委託者の計算で行う清算約定（委託分）をその停止の対象に含むものに限る。）を受けていないこと。
 - (4) 第1号から第3号までに掲げるもののほか、当社が定める条件に合致すること。
 - (5) 清算取次ぎの委託の制限（当社が定める制限に限る。）についてOTC清算参加者及び清算委託者の間に別段の合意がある場合（当該合意の内容が当社所定の方法により当社に届け出られている場合に限る。）において、前項の申込みの内容が当該合意に反しないこと。
- 4 清算委託者は、第1項に規定する清算取次ぎの委託について、撤回することができる。この場合において、当該清算委託者は、清算取次ぎの委託に基づく清算約定（委託分）が成立した日の当社が定める時刻までのOTC清算参加者が指定する時刻までに、当該撤回についてOTC清算参加者に申し込み、当該OTC清算参加者の承諾を得なければならない。
- 5 OTC清算参加者は、前項に定める申込みを承諾したときは、当社に対し、債務の引受けに係る申込みの撤回の申込みを行うこととする。
- 6 当社が、前項の規定によりOTC清算参加者から債務の引受けに係る申込みの撤回の申込みを受けた場合において、当該撤回に係る清算約定（委託分）の反対清算約定の当事者である他のOTC清算参加者から、当該反対清算約定の基となった債務の引受けの申込みの撤回の申込みを受け、当社が当該申込みを適当と認めたときは、当社は当該撤回の申込みに係る清算約定及びその反対清算約定を消滅させるものとし、同時にOTC清算参加者と清算委託者の間における清算取次ぎの委託が撤回されたものとする。

（清算取次ぎの委託に基づく清算約定の成立）

第51条 当社は、第1号又は第2号の場合における双方のOTC清算参加者から、前条第2項の申込みに係る通知を受領した場合には、その内容及び当該取引の債務引受要件を当社が定めるところにより確認するものとし、当社が債務引受要件の充足を確認することができた場合には、当社が定める時点をもって、OTC清算参加者XがOTC清算参加者Yに対し負担する債務を免責的に引き受け、OTC清算参加者Xは当社により引き受けられた当該債

務と同一内容の債務を新たに当社に対し負担し、かつ、当社は、O T C 清算参加者 Y が O T C 清算参加者 X に対し負担する債務を免責的に引き受け、O T C 清算参加者 Y は当社により引き受けられた当該債務と同一内容の債務を新たに当社に対し負担するものとする。

- (1) 清算取次ぎの委託を受けた O T C 清算参加者、及び当該 O T C 清算参加者に清算取次ぎの委託を行った清算委託者との間で適格 O T C 取引を行った O T C 清算参加者
- (2) 清算取次ぎの委託を受けた O T C 清算参加者、及び当該 O T C 清算参加者に清算取次ぎの委託を行った清算委託者との間で清算取次原取引を行った清算委託者から清算取次ぎの委託を受けた O T C 清算参加者
- 2 当社は、前項の規定により清算約定（委託分）が成立した場合には、O T C 清算参加者 X 及び O T C 清算参加者 Y に清算約定が成立した旨及びその内容を遅滞なく通知するものとする。
- 3 O T C 清算参加者は、清算約定（委託分）が成立した場合には、遅滞なく、その旨及びその内容を当該清算約定（委託分）に係る清算取次ぎの委託をした清算委託者に通知しなければならない。
- 4 清算約定（委託分）は、清算取次ぎの委託の終了その他の当社が定める場合には、当社が定める時点以降、当該清算約定（委託分）の当事者である O T C 清算参加者の自己の計算による清算約定として取り扱われるものとする。
- 5 前条の規定による清算委託者の委託を受けた O T C 清算参加者と指定相手方が同一法人である場合には、指定相手方としての O T C 清算参加者を他の O T C 清算参加者とみなして、本業務方法書等の規定を適用する。
- 6 清算委託者は、当該清算委託者の O T C 清算参加者に対する清算取次ぎの委託に基づいて清算約定（委託分）が成立した場合には、清算取次原取引又は当該清算取次原取引に係る債権債務について相手方当事者である O T C 清算参加者又は清算委託者に対抗することができる事由（O T C 取引の存否、意思表示の瑕疵又は欠缺その他一切の事由を含む。）があつたとしても、これをもって清算取次ぎの委託先 O T C 清算参加者及び当社に対して一切対抗することができない。
- 7 清算委託者及び O T C 清算参加者は、当該清算委託者の当該 O T C 清算参加者に対する清算取次ぎの委託に基づいて清算約定（委託分）が成立した場合には、当該清算取次ぎの委託について当該清算委託者と当該 O T C 清算参加者の間で互いに対抗できる事由（清算取次ぎの委託の存否、意思表示の瑕疵又は欠缺その他一切の事由を含む。）があつたとしても、これをもって当社に対して一切対抗することができない。
- 8 第 4 5 条第 7 項の規定は、第 1 項の規定に基づき成立した清算約定について適用する。

（清算約定（委託分）に係る損益の帰属等）

第 5 2 条 清算約定（委託分）に係る損益は、すべて清算委託者に帰属する。

- 2 O T C 清算参加者は、清算約定（委託分）に関し、当社から金銭（O T C 証拠金を除く。）を受領した場合には、当該金銭を清算委託者に引き渡すもの

とする。

- 3 清算委託者は、清算約定（委託分）に関し、OTC清算参加者が当社に対して金銭（OTC証拠金及び清算手数料を除く。）の支払義務を負担する場合には、当該金銭をOTC清算参加者に支払うものとする。

（清算約定（委託分）に関する合意結了等）

第53条 清算委託者は、OTC清算参加者に対して、本業務方法書等及び清算受託契約の定めるところにより、清算約定（委託分）に関する合意結了又は合意解除の申込みの指図を行うことができる。

- 2 OTC清算参加者は、前項の申込みその他の指図が適当であると認めるときは、当社に対し、清算約定（委託分）に係る合意結了又は合意解除の申込みを行うこととする。
- 3 当社が前項の規定によりOTC清算参加者から清算約定（委託分）の合意結了又は合意解除の申込みを受けた場合において、当該清算約定（委託分）の反対清算約定の当事者である他のOTC清算参加者から、当該反対清算約定の合意結了又は合意解除の申込み（当該清算約定（委託分）の合意結了又は合意解除の申込みと、合意結了又は合意解除の実行日その他の条件を同一とするものに限る。）を受け、当社が当該申込みを適当と認めたときは、当社、当該OTC清算参加者及び当該他のOTC清算参加者は、当該清算約定（委託分）及び当該反対清算約定を合意結了又は合意解除する。
- 4 前項の規定に基づき清算約定（委託分）の合意結了が行われた場合において、清算委託者は、当社が反対清算約定の当事者である他のOTC清算参加者に期限前終了手数料を交付するまでの間、当該期限前終了手数料に相当する額の金銭又は充用有価証券を変動証拠金として当社に預託しなければならない。

（清算取次口座）

第54条 OTC清算参加者は、清算委託者ごとに、各清算委託者の清算取次ぎの委託に基づく清算約定の内容、当該清算取次ぎの委託に係る当初証拠金、変動証拠金及びOTC取引証拠金維持額並びにOTC取引証拠金又はOTC委託証拠金その他清算受託契約並びに本業務方法書等に基づいて清算委託者との間で授受される金銭及び充用有価証券を管理するための口座（以下「清算取次口座」という。）を開設する。

第5章 OTC証拠金

第1節 通則

(OTC証拠金の目的)

第55条 OTC証拠金は、次の各号に掲げる債務（次項において「被担保債務」という。）を担保する目的で、本業務方法書等及び清算受託契約の定めるところにより、当社、OTC清算参加者及び清算委託者の間で授受されるものとする。

- (1) OTC清算参加者が清算約定に関して当社に対して負担する債務（当該清算約定の終了に伴って生じる債務を含む。）
 - (2) 清算委託者が清算取次ぎの委託に関して当社及びOTC清算参加者に対して負担する債務（当該清算取次ぎの委託の終了に伴って生じる債務を含む。）
- 2 OTC証拠金の預託を受けた当社及びOTC清算参加者は、本業務方法書等及び清算受託契約の定めるところにより、OTC証拠金（OTC証拠金が充用有価証券である場合には、その換価処分後の金銭から当該換価処分に要した費用を控除した残額。以下本項において同じ。）を被担保債務の弁済に充当し、又はOTC証拠金の返還請求権と被担保債務に係る債権とを対当額で相殺することができる。

第2節 OTC取引証拠金維持額

(OTC清算参加者の当初証拠金)

第56条 OTC清算参加者の当初証拠金は、営業日ごとに、清算約定（自己分）と清算約定（委託分）についてそれぞれ、当社が定める方法により当社が算出する。

- 2 清算約定（自己分）に係る当初証拠金は、清算約定（自己分）に基づき算出した額とする。
- 3 清算約定（委託分）に係る当初証拠金は、次条第1項に基づき当社が算出した額の合計額とする。
- 4 当社は、前2項の規定に基づき、当初証拠金を算出した場合は、OTC清算参加者に対し通知するものとする。

(清算委託者の当初証拠金)

第57条 清算委託者の当初証拠金は、営業日ごとに、各清算委託者の計算による清算約定について当社が定める方法により当社が算出した額とする。

- 2 当社は、前項の規定に基づき、各清算委託者の当初証拠金を算出した場合は、当該清算委託者が前項の清算約定の基となった清算取次ぎの委託を行ったOTC清算参加者に対し通知するものとする。この場合において、当該OTC清算参加者は、当該清算委託者に対し、当該各清算委託者の当初証拠金を通知しなければならない。

(OTC清算参加者の変動証拠金)

第58条 OTC清算参加者の変動証拠金は、営業日ごとに、清算約定（自己分）と清算約定（委託分）について、次に掲げる各号に基づき当社が算出する。

- (1) 清算約定（自己分）に係る変動証拠金は、清算約定（自己分）に基づく各清算約定に係る値洗損益金通算額が負である場合の当該額の絶対値及び決済差金通算額が負である場合の当該額の絶対値を合算して得られる額とする。
 - (2) 清算約定（委託分）に係る変動証拠金は、次条に基づき、清算委託者ごとに算出した額の合計額とする。
- 2 当社は、前項の規定に基づき、OTC清算参加者に係る変動証拠金を算出した場合は、OTC清算参加者に対し、当該各OTC清算参加者の変動証拠金を通知するものとする。

(清算委託者の変動証拠金)

第59条 清算委託者の変動証拠金は、営業日ごとに、清算委託者ごとに次項に定める方法により当社が算出した額とする。

- 2 清算委託者の変動証拠金は、各清算委託者の計算による清算約定に係る値洗損益金通算額が負である場合の当該額の絶対値及び決済差金通算額が負である場合の当該額の絶対値を合算して得られる額とする。
- 3 当社は前2項の規定に基づき、各清算委託者の変動証拠金を算出した場合は、当該清算委託者が清算取次ぎの委託を行ったOTC清算参加者に対し通知するものとする。この場合において、当該OTC清算参加者は、当該清算委託者に対し、当該各清算委託者の変動証拠金を通知しなければならない。

(OTC取引証拠金維持額)

第60条 第56条第2項の規定に基づき算出された清算約定（自己分）の当初証拠金及び第58条第1項第1号の規定に基づき算出された清算約定（自己分）の変動証拠金を合算した金額を自己分のOTC取引証拠金維持額とする。

- 2 第57条第1項の規定に基づき算出された各清算委託者の当初証拠金及び前条の規定に基づき算出された各清算委託者の変動証拠金を合算した金額を各清算委託者のOTC取引証拠金維持額とする。
- 3 当社は、前2項により算出した自己分のOTC取引証拠金維持額及び各清算委託者のOTC取引証拠金維持額を当社が定める方法によりOTC清算参加者に通知する。
- 4 OTC清算参加者は、前項の規定に基づき通知を受けた各清算委託者のOTC取引証拠金維持額を、各清算委託者に対し通知しなければならない。

(OTC取引証拠金の預託時限)

第61条 OTC清算参加者は、自己分のOTC取引証拠金として当社に預託

している金銭及び充用有価証券の充用価格の合計額が、自己分のOTC取引証拠金維持額に不足する場合は、その不足が生じた日の翌営業日午後2時までに、その不足額以上の額を、自己分のOTC取引証拠金として当社に預託しなければならない。

- 2 OTC清算参加者は、清算委託者のOTC取引証拠金として預託している金銭の額及び充用有価証券の時価評価額の合計額が、当該清算委託者がOTC取引証拠金として差し入れ又はOTC委託証拠金として預託した金銭の額及び充用有価証券の時価評価額に不足する場合は、その不足が生じた日の翌営業日午後2時までに、その不足額以上の額を、委託分のOTC取引証拠金として当社に預託しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当社が必要があると認める場合には、取締役会の決議を経て、前2項に定める預託日時を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

(OTC取引証拠金の預託及び返戻方法)

第62条 当社に対するOTC取引証拠金の預託及び返戻は、当社が定める方法により行う。

(清算委託者によるOTC取引証拠金の預託)

第63条 清算委託者は、当社に預託すべきOTC取引証拠金維持額以上の金銭又は充用有価証券を、清算受託契約の定めるところにより、OTC取引証拠金としてOTC清算参加者に差し入れなければならない。

- 2 OTC清算参加者は、前項の規定により清算委託者からOTC取引証拠金として差し入れを受けた金銭又は充用有価証券の全部を、当該清算委託者の代理人として、当社に預託しなければならない。
- 3 OTC清算参加者は、清算委託者からOTC取引証拠金として差し入れを受けた金銭及び充用有価証券について、清算委託者ごとに帳簿を作成及び記帳するなどの区分管理を行わなければならない。
- 4 清算委託者がOTC清算参加者に対しOTC取引証拠金として差し入れた金銭及び充用有価証券の充用価格の合計額が、当該清算委託者のOTC取引証拠金維持額を下回っている場合、当該OTC清算参加者は、その不足額以上の金銭又は充用有価証券を、自己の負担で当社に預託しなければならない。
- 5 前項のOTC清算参加者が自己の負担で当社に預託した金銭又は充用有価証券はOTC清算参加者委託分のOTC取引証拠金(差換預託分)とみなす。
- 6 清算委託者は、当該清算委託者がOTC清算参加者にOTC取引証拠金として差し入れ又はOTC委託証拠金として預託した金銭の額及び充用有価証券の充用価格の合計額が当該清算委託者のOTC取引証拠金維持額に不足する場合には、その不足が生じた日の翌営業日午後2時までのOTC清算参加者が指定する日時までに、その不足額以上の額を、OTC清算参加者に差し入れ又は預託しなければならない。

(差換預託)

第64条 OTC清算参加者は、清算委託者より次項に係る同意を得た場合には、前条の規定にかかわらず、当該清算委託者からOTC委託証拠金として金銭又は充用有価証券の預託を受けることができる。

2 OTC清算参加者は、清算委託者からOTC委託証拠金として金銭又は充用有価証券の預託を受ける場合は、当該預託の趣旨の範囲内で次に掲げる金融機関に担保として提供し、若しくは信託することについて、清算委託者から書面による同意を得なければならない。

(1) 銀行

(2) 株式会社商工組合中央金庫

(3) 信用協同組合

(4) 信用金庫

(5) 農林中央金庫

(6) 業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合及び農業協同組合連合会

(7) 貸金業法施行令（昭和58年政令第181号）第1条の2第4号に掲げる者

(8) 信託会社又は信託業務を営む金融機関

(9) 保険会社

3 OTC清算参加者は、第1項に基づき清算委託者からOTC委託証拠金として金銭又は充用有価証券の預託を受けた場合には、OTC取引証拠金として、当該金銭及び充用有価証券の時価評価額の合計額以上の金銭又は充用有価証券を、自己の負担で当社に預託しなければならない。

4 前項の場合において、OTC清算参加者は、清算委託者からOTC委託証拠金として預託を受けた金銭及び充用有価証券について、清算委託者ごとに帳簿を作成及び記帳するなどの区分管理を行わなければならない。

(当初証拠金の臨時変更)

第65条 第56条、第57条及び第60条の規定にかかわらず、当社は、市場環境の急激な変化が生じた場合その他当社のOTC取引清算業務の適切な遂行を確保する観点から必要と認める場合には、当社が定めるところにより当初証拠金の額を臨時に変更することができる。

2 前項の規定に基づき当初証拠金の額が臨時に変更された場合のOTC取引証拠金の預託期限及び方法は、当社がその都度定める。

(OTC取引証拠金の区分及び管理方法)

第66条 OTC清算参加者は、当社に対してOTC取引証拠金として金銭又は充用有価証券を預託する場合には、当該金銭又は充用有価証券を、次に掲げるOTC取引証拠金に区分して預託するものとする。

(1) 清算約定（自己分）に係るOTC取引証拠金（以下「OTC清算参加者自己分のOTC取引証拠金」という。）

(2) 清算約定（委託分）に係るOTC取引証拠金（以下「OTC清算参加者委託分のOTC取引証拠金」という。）のうち清算委託者の代理人として預

託するもの（以下「OTC清算参加者委託分のOTC取引証拠金（直接預託分）」という。）

- (3) OTC清算参加者委託分のOTC取引証拠金のうち、清算委託者がOTC委託証拠金をOTC清算参加者に預託した場合であって、当該OTC清算参加者が当該OTC委託証拠金に相当するOTC取引証拠金として預託するもの（以下「OTC清算参加者委託分のOTC取引証拠金（差換預託分）」という。）
- 2 当社は、OTC清算参加者からOTC取引証拠金として預託を受けた金銭又は充用有価証券を、前項第1号から第3号までに掲げる区分により管理する。

（OTC取引証拠金の分別管理）

第67条 当社は、前条第2項の規定に基づき、OTC清算参加者からOTC取引証拠金として預託を受けた金銭について、自己の固有財産その他のOTC取引証拠金以外の財産と分別して管理するものとし、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 銀行への預金（OTC取引証拠金であることがその名義により明らかなものとする。）
 - (2) 信託業務を営む金融機関への金銭信託（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第6条の規定により元本の補てんの契約をしたものであって、OTC取引証拠金であることがその名義により明らかなものとする。）
 - (3) 国債の保有
- 2 当社は、前条第2項に基づき、OTC清算参加者からOTC取引証拠金として預託を受けた充用有価証券については、第三者をして、充用有価証券を預託する者のための口座については当社の自己の口座と区分する等の方法により、充用有価証券に係る持分が直ちに判別でき、かつ、各OTC清算参加者から又は各OTC清算参加者を通じ預託を受けた充用有価証券に係る持分が自己の帳簿により直ちに判別できる状態で保管させるものとする。
 - 3 当社は、OTC清算参加者からOTC取引証拠金として預託を受けた金銭及び充用有価証券その他の金銭に対しては、その利息を支払わない。

（OTC取引証拠金の返還請求権）

第68条 OTC清算参加者及び清算委託者は、次の各号に掲げるOTC取引証拠金の区分に応じ、当該各号に定めるところにより当社に対するOTC取引証拠金の返還請求権を有する。

（1）OTC清算参加者委託分のOTC取引証拠金

イ 清算委託者は、当該清算委託者が当社に預託したOTC清算参加者委託分のOTC取引証拠金（直接預託分）の額及び当該清算委託者が清算受託契約を締結しているOTC清算参加者が当社に預託したOTC清算参加者委託分のOTC取引証拠金（差換預託分）の額のうち清算委託者が当該OTC清算参加者に預託したOTC委託証拠金の額（当該OTC清算参加

者が当社に預託したOTC清算参加者委託分のOTC取引証拠金（差換預託分）の額が当該OTC清算参加者と清算受託契約を締結しているすべての清算委託者が当該OTC清算参加者に預託したOTC委託証拠金の合計額に満たない場合には、各清算委託者が当該OTC清算参加者に預託したOTC委託証拠金の額に応じて按分した額）の合計額から、当該清算委託者が清算取次ぎの委託に関して当該OTC清算参加者に対して負担する未履行債務（当該清算取次ぎの委託の終了に伴って生じる債務のうち未履行であるものを含む。）の額を控除した額に相当する部分について、OTC取引証拠金の返還請求権を有する。

ロ OTC清算参加者は、当該OTC清算参加者と清算受託契約を締結している清算委託者が当社に預託したOTC取引証拠金（直接預託分）及びOTC清算参加者委託分のOTC取引証拠金（差換預託分）の合計額から、当該OTC清算参加者が清算約定（委託分）に関して当社に対して負担する未履行債務（当該OTC清算参加者の支払不能その他の事由による清算約定（委託分）の処理に伴って生じる債務のうち未履行であるものを含む。）の額及び前イに規定する清算委託者がOTC取引証拠金の返還請求権を有する額の合計額を控除した額に相当する部分について、OTC取引証拠金の返還請求権を有する。

(2) OTC清算参加者自己分のOTC取引証拠金

OTC清算参加者は、当該OTC清算参加者が当社に預託したOTC清算参加者自己分のOTC取引証拠金の額から当該OTC清算参加者が清算約定（自己分）に関して当社に対して負担する未履行債務（当該OTC清算参加者の支払不能その他の事由による清算約定（自己分）の処理に伴って当社に対して負担する債務のうち未履行であるものを含む。）の額を控除した額に相当する部分について、OTC取引証拠金の返還請求権を有する。

- 2 OTC清算参加者及び清算委託者は、前項の規定によるOTC取引証拠金の返還請求権の額が当社に預託すべきOTC取引証拠金維持額を上回る場合には、その超過額を限度として、当社に対し、OTC取引証拠金の返還を請求することができる。
- 3 清算委託者は、前項に規定するほか、当社が定めるところによりOTC取引証拠金の返還を請求することができる。
- 4 清算委託者によるOTC取引証拠金の返還請求権の行使は、OTC清算参加者を代理人とする方法により行う。ただし、当社がOTC清算参加者の支払不能を認定した場合には、清算委託者によるOTC取引証拠金の返還請求権の行使は、当社に対し直接行うものとする。
- 5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、清算委託者は、OTC清算参加者に対してOTC委託証拠金の返還請求権を行使することができる場合には、当社に対して、当該OTC委託証拠金に対応するOTC取引証拠金の返還請求権を行使することができない。ただし、当社がOTC清算参加者の支払不能を認定した場合は、この限りでない。

(OTC取引証拠金の預託及び返戻申請等)

第69条 OTC清算参加者は、営業日ごとに、当社が定めるところにより、OTC取引証拠金に係る当社への預託及び返戻の申請を行うものとする。ただし、当該営業日に係るOTC取引証拠金の預託及び返戻を行う必要がない場合はこの限りではない。

2 OTC清算参加者は、清算委託者からOTC委託証拠金の預託を受けた場合は、当該OTC委託証拠金の金銭又は充用有価証券の別並びに当該有価証券の種類、数量、充用価格及び時価評価額について、前項の申請に準じて当社に通知しなければならない。

第6章 資金決済

(資金決済の方法)

第70条 当社及びOTC清算参加者の間の金銭の授受のうち当社が定めるものについては、当社が定める方法により行う。

2 当社は、OTC清算参加者との間で授受する金銭を、当社が定めるところにより、差引計算して授受することができる。

第7章 OTC清算預託金

(OTC清算預託金の目的)

第71条 OTC清算参加者は、法第180条に定める清算預託金として、次の各号に掲げるOTC清算預託金を当社に預託しなければならない。

- (1) 当社が行うOTC取引清算業務に係る当該OTC清算参加者の当社に対する一切の債務（当社が他のOTC清算参加者の支払不能を認定した場合において、当社に生じた損失を補填するために当該OTC清算参加者が負担する債務を含む。）への担保としてのOTC一般清算預託金
 - (2) 当社がOTC清算参加者の財産及び清算約定の当社に対する債務の引受け状況を勘案し、必要と認めた場合における追加担保としてのOTC特別清算預託金
- 2 当社は、本業務方法書等の定めるところにより、OTC清算預託金（当該OTC清算預託金が充用有価証券である場合には、その換価処分後の金銭から当該換価処分に要した費用を控除した残額）をOTC取引清算業務に係るOTC清算参加者の当社に対する債務の弁済に充当することができる。

(OTC一般清算預託金の額等)

第72条 OTC一般清算預託金の額は、当社が定めるところによるものとする。

- 2 OTC一般清算預託金については、充用有価証券をもって充てることができる。

(OTC一般清算預託金の預託方法)

第73条 OTC清算参加者は、その預託しているOTC一般清算預託金の額が、前条の規定に基づき算出するOTC一般清算預託金の額に不足する場合は、当社が定めるところにより当該OTC一般清算預託金の額が適用される日の午後2時まで、当該不足額以上の金銭又は充用有価証券をもって、当社に預託しなければならない。

- 2 OTC清算参加者は、前条第2項の規定に基づきOTC一般清算預託金として充用有価証券を預託している場合で、第9条に規定する充用有価証券の種類又は充用価格の変更が行われたことにより、当社に預託しているOTC一般清算預託金の額が前条第1項に定める額に不足する場合は、当社が定めるところにより当該不足が生じることとなる日の午後2時まで当該不足額以上の金銭又は充用有価証券をもって、当社に預託しなければならない。

(OTC特別清算預託金の預託額等)

第74条 OTC特別清算預託金の預託の方法及びその額は、当社がその都度定める。

(OTC清算預託金の管理及び運用)

第75条 当社は、OTC清算預託金について、自己の固有の財産と口座を区

分する等の方法により分別して保管するものとし、OTC清算参加者ごとに区分して帳簿により管理するものとする。この場合において、前条に規定するOTC特別清算預託金が金銭で預託されたときは、当社は決済性預金にて保管するものとする。

- 2 当社は、OTC一般清算預託金の運用により生じた果実は、当社が定めるところにより、配分することができる。

(OTC清算預託金等の目的外利用の禁止)

第76条 当社は、本業務方法書等の定めるところによりOTC清算預託金を管理又は運用（OTC清算参加者に第75条第2項の果実を配分することを含む。）する場合及び本業務方法書等の定めるところによりOTC清算預託金をOTC清算参加者に返還する場合を除き、OTC清算預託金の利用、振替、振込み若しくは払出しを行い、又はOTC清算預託金を第三者に譲渡し、若しくは第三者のために質権その他の担保権を設定するなどの処分行為をしてはならない。

(OTC一般清算預託金の復元)

第77条 当社が第95条及び第96条の規定によりOTC一般清算預託金をもって損失の補填に充てた場合において、当該損失の補填により第72条第1項に定める額を下回ったときは、OTC清算参加者は、取締役会の決議を経て当社が定める期日までに、当該下回った額以上の金銭又は充用有価証券をもってOTC一般清算預託金として預託しなければならない。

(OTC清算預託金の返戻)

- 第78条 当社は、OTC清算参加者の預託したOTC一般清算預託金が第72条第1項に定める額を上回っているときは、当該OTC清算参加者が預託したOTC一般清算預託金のうち、当該上回っている額を限度として、別に定めるところにより当該OTC清算参加者に返戻するものとする。
- 2 当社は、第71条第1項第2号に定める預託の必要がないと認めた場合は、当社がその都度定める方法により、OTC特別清算預託金を当該OTC清算参加者に返戻するものとする。

(OTC清算資格喪失の際のOTC清算預託金の返戻)

第79条 当社は、OTC清算参加者がOTC清算資格を喪失（取消しによる喪失を含む。以下この条において同じ。）したときは、第12条第4項に規定する場合を除き、遅滞なくOTC清算資格の喪失の日以降OTC清算預託金の返戻を行うものとする。ただし、当社は、当社に対するOTC取引清算業務に係る債務がある場合その他本業務方法書等の定めるところによりOTC清算預託金を利用する必要があると認める場合には、その必要な限度において、OTC清算預託金の返戻を停止することができる。

第8章 清算約定（委託分）の移管

（清算約定（委託分）の移管）

第80条 当社は、清算委託者の申し出による清算約定の移管を、OTC清算参加者が第3項の規定に基づき承諾したときは、当該清算委託者の清算取次ぎの委託に基づく清算約定について、移管（一のOTC清算参加者（以下「移管元清算参加者」という。）が当事者である清算約定（委託分）を他のOTC清算参加者（以下「移管先清算参加者」という。）に引き継がせることをいう。以下同じ。）を行うことができるものとする。

2 前項の規定に基づく清算約定の移管を行おうとする清算委託者（以下「移管対象清算委託者」という。）は、次の各号に掲げる手続を行わなければならない。

（1）移管先清算参加者及び当社との間における第39条に定める手続を行うこと。

（2）移管元清算参加者及び移管先清算参加者の承諾を得ること。

3 移管元及び移管先清算参加者は、前項第2号の承諾を行ったときは、当社に対し、当社が定めるところにより、当該移管対象清算委託者の清算約定の移管に係る申請を、当社に行わなければならない。

4 当社は、前項の申請が適当と認めるときは、当社が定めるところにより、当社が定める時刻に、清算約定の移管を行うものとする。

5 前項の移管が行われた場合には、移管の対象たる清算約定に係る当社と移管元清算参加者の間における権利義務が将来に向かって消滅すると同時に、当社と移管先清算参加者との間において、消滅した清算約定に係る権利義務と同一の権利義務が新たに発生するものとする。

6 第4項の移管が行われた場合には、当該清算約定の基となった清算委託者と移管元清算参加者の間における清算取次ぎの委託が将来に向かって消滅すると同時に、当該清算約定の基となる清算委託者と移管先清算参加者の間における清算取次ぎの委託が新たに成立するものとする。

（委託分のOTC取引証拠金の取扱い）

第81条 前条第4項の規定に基づく移管対象清算委託者に係る清算約定の移管が行われた場合には、移管元清算参加者が当社に預託していた移管対象清算委託者に係るOTC清算参加者委託分のOTC取引証拠金（直接預託分）（第68条の規定に基づき移管対象清算委託者が返還請求権を有する部分に限る。以下次条において同じ。）について、当該清算約定（委託分）の移管が行われた日に、移管先清算参加者を代理人として当社に預託したものとみなす。

（委託分のOTC取引証拠金に係る返還請求権の特例）

第82条 前条の規定に基づき移管先清算参加者を代理人として預託されたものとみなされる移管対象清算委託者に係る委託分のOTC取引証拠金の返還請求権の行使は、当該移管先清算参加者が代理人としてこれを行行使するもの

とする。

第9章 OTC清算参加者の支払不能の措置

第1節 支払不能の認定

(支払不能の場合における措置)

- 第83条 当社は、OTC清算参加者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該OTC清算参加者を支払不能と認定し、当社が必要と認める範囲において当社が必要と認める期間、当該OTC清算参加者を当事者とするすべての清算対象取引及び支払不能清算参加者と清算受託契約を締結した清算委託者の清算取次原取引に係る清算取次ぎの委託に基づく債務の引受けの停止及び支払不能清算参加者に対する金銭及び充用有価証券の全部又は一部の引渡し等の措置を行うとともに、本業務方法書等の定めるところにより支払不能清算参加者を当事者とする清算約定で未決済のもの（以下「支払不能清算約定」という。）の他のOTC清算参加者への承継その他当社が必要と認める整理を行うものとする。
- (1) 第19条に定める手数料を支払わないとき
 - (2) 決済差金を納入しないとき
 - (3) OTC清算預託金を預託しないとき
 - (4) 第60条第1項に定める自己分のOTC取引証拠金維持額又は同条第2項に定める各清算委託者のOTC取引証拠金維持額を合算した額を預託しなかったとき
 - (5) 支払不能（破産法（平成16年法律第75号）第2条第11項に規定する支払不能をいう。）又は債務超過（破産法第16条第1項に規定する債務超過をいう。）となったとき
 - (6) 手形交換所又は電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第2項に規定する電子債権記録機関による取引停止処分を受けたとき
 - (7) 支払の停止（破産法第15条第2項の規定により支払不能を推定させる支払の停止をいう。）又はこれに準ずる事由が生じたとき
 - (8) 解散（合併による解散を除く。）したとき
 - (9) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始又は外国倒産処理手続の承認の申立て（外国の法令上これらに相当する申立てを含む。）があったとき
 - (10) 破産手続、再生手続、更生手続又は特別清算の開始の原因となる事実（外国の法令上これらに相当する事実を含む。）が生じたとき
- 2 OTC清算参加者から支払不能である旨の報告があり、当社が適当と認めるときは、当該OTC清算参加者を支払不能と認定するものとする。この場合においては、前項の規定を適用するものとする。
- 3 当社は、第1項の規定により引渡しを停止した金銭及び充用有価証券については、（充用有価証券については、当社が相当と認める方法、時期、価格等により換価処分したうえで）支払不能清算参加者の当社に対する債務の弁済に充当することができる。

(支払不能のおそれがある場合の措置)

- 第84条 OTC清算参加者から支払不能のおそれがある状態になった旨の報告があった時は、当該報告を行うこととなった事由が消滅するまで、当該OTC清算参加者を当事者とする清算対象取引及び当該OTC清算参加者と清算受託契約を締結した清算委託者の清算取次原取引に係る清算取次ぎの委託に基づく全部又は一部の債務の引受けの停止の措置を行うことができる。
- 2 当社は、前項の規定によりOTC清算参加者を当事者とする清算対象取引に基づくすべての債務の引受けの停止を行った場合において、取締役会が必要であると認めるときは、当該OTC清算参加者を支払不能と認定するものとする。この場合においては、前条の規定を適用するものとする。
 - 3 第31条第1項及び第2項の規定は第1項の債務の引受けの停止について準用する。

(債務の引受けの停止の措置の通知)

- 第85条 当社は、第83条第1項又は前条第1項の規定に基づき、OTC清算参加者を当事者とする清算対象取引及び当該OTC清算参加者と清算受託契約を締結した清算委託者の清算取次原取引に係る清算取次ぎの委託に基づく債務の引受けの停止の措置を行った場合は、直ちにその旨をすべてのOTC清算参加者に通知し、かつ公表するとともに主務大臣に対して報告するものとする。

第2節 支払不能清算参加者の清算約定の取扱い

(清算約定の強制解約)

- 第86条 支払不能清算約定は、当社又は支払不能清算参加者から別段の意思表示を要することなく、支払不能認定日において当然に終了する。
- 2 前項の規定による支払不能清算約定の終了に伴う期限前終了手数料の額は、当該支払不能清算約定の強制解約に伴い発生する決済差金に相当する額及び当該支払不能を認定が認定された時点で決済が完了していない決済差金に相当する額として当社が算出する額とする。
 - 3 当社は、支払不能清算参加者に対し、前項の規定により算出された期限前終了手数料の額を通知する。
 - 4 支払不能清算参加者は、前項の規定により当社に支払うべき期限前終了手数料の額の通知を受けた場合には、当社に対して、直ちに当該期限前終了手数料を支払うものとする。

(OTC支払不能管理委員会)

- 第87条 当社は、OTC清算参加者の支払不能を認定した場合における支払不能処理入札の実施その他の当社が支払不能の処理に関して必要な事項について助言を受けることを目的として、OTC支払不能管理委員会を設置することができる。
- 2 当社は、OTC支払不能管理委員会の助言を尊重するものとする。

- 3 前各項に規定するほか、O T C支払不能管理委員会の権限、組織、運営方法その他の必要な事項は、当社が規則で定める。

(損失回避のための措置)

- 第88条 当社は、支払不能清算約定の構成、規模、清算対象取引の相場の状況その他の事由を勘案して必要と認める場合には、本節の定めによる引受人の選定が実施されるまでに支払不能清算約定の反対清算約定から当社に生じ得る損失の全部又は一部を回避するため、O T C支払不能管理委員会の助言に基づき、清算対象取引（以下「損失回避取引」という。）を行うことができる。
- 2 損失回避取引については、これを清算約定とみなして、本業務方法書等の規定を適用する。この場合において、反対清算約定の指定その他必要な事項は当社がその都度定める。

(清算約定（委託分）等の承継)

- 第89条 清算委託者は、第86条第1項の規定により当該清算委託者の計算により成立した清算約定（委託分）が終了した場合には、当社が規則で定める期間内に限り、承継清算参加者（本項に規定する承継清算参加者をいう。）を通じて当社に当社所定の承継申込書を差し入れることにより、当該清算約定（委託分）に対応する次に掲げる権利義務を一括して支払不能清算参加者以外のO T C清算参加者（当該清算委託者と清算受託契約を締結しているO T C清算参加者に限る。以下「承継清算参加者」という。）に承継（本条の定めるところにより、当社、承継清算参加者及び清算委託者の間で当該権利義務を新たに発生させるとともに、それに伴う金銭の授受及び権利義務の処理を行うことをいう。以下同じ。）させることができる。
- (1) 支払不能清算参加者及び当社との当該清算約定（委託分）に係る権利義務（第86条第1項の規定により清算約定（委託分）が終了する直前のもの）と当社が規則で定める条件が同一となる権利義務
 - (2) 支払不能清算参加者及び当該清算委託者の間の清算取次ぎの委託に係る権利義務（第86条第1項の規定により清算約定（委託分）が終了する直前のもの）と当社が規則で定める条件が同一となる権利義務
- 2 清算委託者は、前項の規定により当社に対して同項の権利義務の承継の申込みをする場合には、第39条に定める手続きを行わなければならない。この場合は、あらかじめ、承継清算参加者に対して当該承継の申込みをし、その承諾を得なければならない。
 - 3 承継清算参加者は、前項の承継の承諾をし、かつ当該承継に係る清算委託者から承継申込書の差し入れを受けた場合には、第1項の期間内に、当社に対して、当該承継申込書（承継清算参加者が当該承継の申込みを受けた旨及び当該承諾をした旨、当該清算委託者が当社に承継の申込みをする旨並びに承継清算参加者が当社に承継の申込みをする旨が記載されていることを要する。）を提出しなければならない。
 - 4 当社が第1項及び前項の規定による承継の申込みを承諾した場合、次に定

- めるところにより第86条第1項の規定により終了した清算約定（委託分）（以下本項において「対象清算約定（委託分）」という。）の承継が行われるものとする。
- (1) 当該承諾の日（以下「承継日」という。）に、当社、承継清算参加者及び当該承諾に係る清算委託者の間において、第1項各号の権利義務が発生する。
 - (2) 前号の規定により発生する権利義務は、当該承諾に係る清算委託者の承継清算参加者に対する清算取次ぎの委託及び当該委託に基づき承継清算参加者が当該清算委託者の計算により対象清算約定（委託分）の終了時に遡及して成立させた清算約定（委託分）に係る権利義務とみなす。
 - (3) 当社、承継清算参加者及び当該承諾に係る清算委託者は、第1号の規定による権利義務の発生に伴い、当社が規則で定めるところにより、未払債務（支払不能清算参加者の支払不能が認定された時点で当社及び支払不能清算参加者の間の弁済期が到来している債務を除く。）の授受を行う。
 - (4) 第68条第1項第1号イの規定により当該承諾に係る清算委託者が返還請求権を有するOTC取引証拠金は、承継清算参加者を代理人として当社に預託されたOTC取引証拠金とみなす。
 - (5) 支払不能清算参加者及び当該承諾に係る清算委託者の間の清算取次ぎの委託に係る権利義務（支払不能清算参加者の支払不能等が認定された時点で弁済期が到来している清算約定に係る支払不能清算参加者の債務を除く。）及び当該承諾に係る清算委託者のOTC取引証拠金に係る権利義務（前号の規定により承継清算参加者を代理人として当社に預託されたものとみなされる部分に限る。）は、将来に向かって消滅する。
- 5 前項の規定により成立した当社及び承継清算参加者間の権利義務については、これを清算約定（委託分）とみなして、本業務方法書等の規定を適用する。
- 6 前各項に規定するほか、承継に関し必要な事項は、当社が規則で定める。

（支払不能処理入札等による引受人の選定）

第90条 当社は、OTC清算参加者の支払不能を認定した場合には、支払不能清算約定（前条の規定に基づき承継された清算約定（委託分）を除く。以下この条において同じ。）について、支払不能認定日から起算して3営業日以内に、次の各号に掲げる順序に従い、当該各号に定める方法により当該支払不能清算約定の引受人を選定し、支払不能清算約定を引き受けさせる。この場合において、当該順序又は方法によることが適当でないと認めるときは、当社は、その順序を変更し、又はその方法（第3号に定めるものを除く。）を省略することができるものとする。

- (1) 支払不能処理入札を実施し、その落札者に引き受けさせる方法
- (2) 当社が定めるところにより附加賠償額を定めたうえで、OTC清算参加者のうちから一又は二以上の者（以下「支払不能清算約定引受履行者」という。）を選定し引き受けさせる方法
- (3) 前2号に定める方法によっても支払不能清算約定が残存する場合は、当

社が定めるところにより附加賠償額を定め、支払不能清算約定の反対清算約定を有する者（以下「被支払不能清算参加者」という。）に引き受けさせる方法

- 2 当社は、前項第1号に規定する支払不能処理入札の実施に先立ち、当社が規則で定めるところにより、対象となる支払不能清算約定の内容その他の支払不能処理入札の実施条件を定め、O T C清算参加者に通知する。
- 3 O T C清算参加者は、当社が規則で定めるところにより、第1項第1号に規定する支払不能処理入札に参加する義務を負う。
- 4 前2項に規定するほか、支払不能処理入札の手順、運営方法その他必要な事項は当社が規則で定める。
- 5 第1項第3号に規定する方法により引受人を選定する場合において、支払不能清算約定及びその反対清算約定が次の各号に掲げる場合に該当する場合は、第48条に規定する合意結了が行われたものとみなし、本業務方法書等の定めるところによりその決済を結了させるものとする。
 - (1) 支払不能清算参加者の清算委託者の清算約定の反対清算約定が、当該支払不能清算参加者の計算によるものである場合の当該清算約定及び反対清算約定
 - (2) 支払不能清算参加者の清算委託者の清算約定の反対清算約定が、当該支払不能清算参加者と清算受託契約を締結した他の清算委託者の計算によるものである場合の当該清算約定及び反対清算約定

(引受けによる清算対象取引の成立等)

- 第91条 前条の規定に基づき引受人を選定した支払不能清算約定については、当社が規則で定めるところにより、当該引受人たるO T C清算参加者と被支払不能清算参加者（当該支払不能清算約定が清算委託者の清算取次ぎの委託に基づく清算約定である場合は、当該清算委託者をいう。以下この項において同じ。）との間において、適格O T C取引が成立したものとみなし、当社は当該成立したものとみなされる清算対象取引に係る債務の引受けを行うものとする。
- 2 前項のO T C清算参加者は、同項の規定による適格O T C取引の成立及び当社による債務の引受けに伴い、当社が規則で定めるところにより、当社が規則で定めるO T C証拠金等を当社に預託しなければならない。
 - 3 第1項の規定により引き受けられた清算約定については、本業務方法書等の規定を適用する。
 - 4 前3項に規定するほか、支払不能清算約定に係る清算対象取引の成立については、当社が規則で定める。

第3節 支払不能清算参加者の債務に係る差引計算及び担保の充当等

(支払不能処理に関する負担)

- 第92条 支払不能清算参加者は、支払不能清算約定の終了に伴う期限前終了手数料の支払義務を負うほか、前2条の規定に基づく引受人の選定、当該引受

けによる清算対象取引の成立及び第88条の規定に基づく損失回避取引の処理その他支払不能清算約定の処理に関し、当社が損失を被り、又は費用若しくは債務を負担した場合には、当該損失又は費用若しくは債務に相当する金銭を補償する義務を負うものとする。

(支払不能清算約定等の決済の方法)

第93条 本業務方法書の他の規定にかかわらず、支払不能清算約定の終了に伴って支払不能清算参加者が当社に対して負担する第1号の債務（以下「未決済債務」という。）については、未決済債務並びに未決済債務と差引計算すべき当社の債務及び未決済債務に充当すべき担保の額がいずれも確定した日において、第2号に定めるところにより、差引計算及び担保の充当を行う。

(1) 未決済債務

- イ 支払不能清算約定の終了に伴い、支払不能清算参加者が当社に支払うべき期限前終了手数料の支払債務
- ロ 清算手数料
- ハ 第90条第1項第1号の規定に基づく支払不能処理入札において落札された支払不能清算約定について、落札価格と当社が定めた値段との差額の支払債務
- ニ 第90条第1項第2号及び第3号の規定に基づく附加賠償額の支払債務
- ホ 前条の規定により支払不能清算参加者が負担する支払債務（イからニまでに掲げるものを除く。）
- ヘ その他支払不能清算参加者に帰すべき一切の債務

(2) 差引計算及び担保の充当の方法

- イ 支払不能清算約定の終了に伴って生じる当社の期限前終了手数料の支払債務（支払不能清算参加者が清算委託者に支払うべき期限前終了手数料に相当する額を控除した残額とする。）を未決済債務に充当し、前号に掲げる未決済債務の合計額（以下「支払不能清算参加者支払額」という。）からその充当額を控除する。
- ロ 支払不能清算約定に係るOTC取引証拠金（OTC取引証拠金が充用有価証券である場合には、その換価処分後の金銭から当該換価処分に要した費用を控除した残額（第68条の規定により清算委託者が返還請求権を有する部分を除く。））を未決済債務に充当し、上記イの控除を行った残額からその充当額を控除する。
- ハ 支払不能清算参加者から預託を受けたOTC清算預託金（当該OTC清算預託金が充用有価証券である場合には、その換価処分後の金銭から当該換価処分に要した費用を控除した残額）を未決済債務に充当し、上記ロの控除を行った残額からその充当額を控除する。
- ニ 第83条第1項の規定により支払不能清算参加者に対する引渡しを停止した金銭及び充用有価証券（当社による換価処分後の金銭から当該換価処分に要した費用を控除した残額とする。）を未決済債務に充当し、上記ハの控除を行った残額からその充当額を控除する。

ホ 支払不能清算参加者から預託を受けた商品取引債務引受業及びこれに附帯する業務に係る余剰担保（支払不能清算参加者が商品取引債務引受業及びこれに附帯する業務について当社に預託した取引証拠金、清算預託金その他の担保（支払不能清算参加者が返還請求権を有するものに限る。）のうち、業務方法書の定めるところにより支払不能清算参加者の債務の弁済に充当した残額に係るものをいう。）（当該余剰担保が有価証券である場合には、その換価処分後の金銭から当該換価処分に要した費用を控除した残額）を未決済債務に充当し、上記ニの控除を行った残額からその充当額を控除する。

- 2 前項の規定による差引計算及び担保の充当の結果、支払不能清算参加者支払額がなお残存する場合には、本業務方法書の他の規定にかかわらず、その残存額をもってすべての支払不能清算約定の終了に伴う当社の支払不能清算参加者に対する一の債権とする。

第4節 他のOTC清算参加者による損失の負担

（支払不能処理損失の算出）

第94条 当社は、当社が規則で定める日（以下「当初損失確定日」という。）において、前条第1項の規定による差引計算及び担保の充当の結果、同条第2項の規定により生じ得る当社の支払不能清算参加者に対する債権の有無及びその額を算出する。

- 2 前項の場合において、額の確定していない債権債務又は担保があるときは、当社は、債権債務又は担保の額と見込まれる額として当社が暫定的に定める額を当該債権債務又は担保の額とみなして、同項の規定による算出を行う。

（OTC決済不履行積立金等による損失の補填）

第95条 前条の規定による算出の結果、当社の支払不能清算参加者に対する債権が生じ得る場合には、当社は、当初損失確定日において、当該債権の額に対応する当社の損失及び支払不能清算参加者の支払不能処理（当該支払不能清算参加者の支払不能に伴う支払不能処理入札の実施その他の必要な処理をいう。以下同じ。）について当初損失確定日までに当社に生じたその他の損失（当社が規則で定めるものに限る。）（以下「支払不能処理損失」という。）を、次の各号に掲げる順序に従い、当該各号に定める方法により補填する。

- (1) OTC決済不履行積立金の取崩し
- (2) 支払不能清算参加者以外の各OTC清算参加者が当社に預託したOTC一般清算預託金の取崩し
- 2 前項第2号の方法による支払不能処理損失の補填は、次の各号に掲げる順序に従い、次の各号に定める額とする。
 - (1) 当該支払不能清算参加者に係る支払不能処理入札に参加しなかったOTC清算参加者（以下この号において「対象清算参加者」という。）が当社に預託したOTC一般清算預託金
支払不能処理損失から前項第1号に定める取崩し額を控除した残額（以下

「OTC清算参加者負担総額」という。)を、第72条の規定に基づき算出する各対象清算参加者のOTC一般清算預託金の額に応じて按分した額(OTC清算参加者負担総額が対象清算参加者の第72条の規定に基づき算出するOTC一般清算預託金の総額以上である場合には、各対象清算参加者の当該OTC一般清算預託金の額)

- (2) 当該支払不能清算参加者に係る支払不能処理入札において、相場から著しく乖離した価格と当社が規則で定める価格で入札に参加したOTC清算参加者(以下この号において「対象清算参加者」という。)が当社に預託したOTC一般清算預託金

OTC清算参加者負担総額から、前号に定める取崩し額の総額を控除した残額を、第72条の規定に基づき算出する各対象清算参加者のOTC一般清算預託金の額に応じて按分した額(当該残額が、対象清算参加者の第72条の規定に基づき算出するOTC一般清算預託金の総額以上である場合には、各対象清算参加者の当該OTC一般清算預託金の額)

- (3) 各OTC清算参加者(前2号及び次号に掲げるOTC清算参加者を除く。以下この号において「対象清算参加者」という。)が当社に預託したOTC一般清算預託金

OTC清算参加者負担総額から、前2号に定める取崩し額の総額を控除した残額を、第72条の規定に基づき算出する各対象清算参加者のOTC一般清算預託金の額に応じて按分した額(当該残額が、対象清算参加者の第72条の規定に基づき算出するOTC一般清算預託金の総額以上である場合には、各対象清算参加者の当該OTC一般清算預託金の額)

- (4) 第90条第1項に規定する引受人が当社に預託したOTC一般清算預託金

当社がその都度定める額(OTC清算参加者負担総額から前3号に定める取崩し額の総額を控除した残額が、引受人の第72条の規定に基づき算出するOTC一般清算預託金の総額以上である場合には、各引受人の当該OTC一般清算預託金の額)

- 3 前項各号の規定に基づき支払不能清算参加者を除く各OTC清算参加者のOTC一般清算預託金を取り崩すことにより第1項に規定する当社の損失を補填してもなお損失が残存する場合は、当該残存する損失を、支払不能認定日において被支払不能清算参加者が当事者であった支払不能清算約定の反対清算約定に係る値洗益金(値洗差損益金が正となる場合の当該額をいう。)の額に応じて按分し、当該反対清算約定の当事者であるOTC清算参加者に割り当てる。

- 4 各OTC清算参加者(支払不能清算参加者を除く。以下本項において同じ。)は、第2項各号の規定により自己が当社に預託したOTC一般清算預託金から取り崩されるべき金額を当社に支払う義務を負うものとし、第1項第2号及び第2項の規定によるOTC一般清算預託金の取崩しは、当初損失確定日において、当社及び各OTC清算参加者から別段の意思表示を要することなく、当然に、当該義務に対応する当社の債権と、当該義務を負うOTC清算参加者が当社に対して有するOTC一般清算預託金の返還請求権とを対当額

で相殺する方法により行う。

- 5 第3項の規定に基づき割り当てを受けたOTC清算参加者のOTC一般清算預託金（第2項第4号の規定に基づき当社がその都度定める額を控除した額とする。）が、当該割り当てを受けた額に不足する場合は、当該OTC清算参加者は、当社がその都度定める時限までに、当該不足額以上の金銭を、OTC一般清算預託金として当社に追加預託しなければならない。
- 6 第3項の規定に基づき割り当てを受けたOTC清算参加者は、当該OTC清算参加者が前項の規定に基づき追加預託したOTC一般清算預託金から取り崩されるべき金額を当社に支払う義務を負うものとし、第3項の規定によるOTC一般清算預託金の取崩しは、当初損失確定日において、当社及び当該OTC清算参加者から別段の意思表示を要することなく、当然に、当該義務に対応する当社の債権と、当該義務を負うOTC清算参加者が当社に対して有するOTC一般清算預託金の返還請求権とを対当額で相殺する方法により行う。

（最終損失確定時の調整）

第96条 第93条第2項の規定による当社の支払不能清算参加者に対する債権の額が確定した場合において、当該債権の額が支払不能処理損失の額を上回るときは、当社は、当該債権の額が確定した日において、その超過額に対応する当社の損失を、次の各号に掲げる順序に従い、当該各号に掲げる方法により補填する。

- (1) OTC決済不履行積立金の取崩し
- (2) 支払不能清算参加者以外の各OTC清算参加者が当社に預託したOTC一般清算預託金の取崩し（第72条の規定に基づき算出する各OTC清算参加者のOTC一般清算預託金の額を限度とする。）
- (3) 被支払不能清算参加者の負担

2 前項の規定による補填に関し必要な事項は、当社が規則で定める。

（支払不能清算参加者からの回収金等の分配）

第97条 当社は、支払不能清算参加者の支払不能処理を行った場合において、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に掲げる額を、当社が規則で定めるところにより当社及びOTC清算参加者（当社が規則で定める者に限る。）に分配する。

- (1) 第93条第2項の規定による当社の当該支払不能清算参加者に対する債権について弁済又は配当を受けたとき
当該弁済又は配当を受けた額
- (2) 前号の債権の額が確定した場合において、支払不能処理損失の額が当該債権の額を上回るとき
その超過額

2 当社は、前項各号に掲げる額の分配を受けるOTC清算参加者が存在しない場合には、当社が規則で定めるところにより当該額の処理を行う。

第5節 雑則

(規則への委任)

第98条 本章に定めるもののほか、OTC清算参加者の支払不能に伴う支払不能清算約定の決済及び損失の処理等に関し必要な事項は、当社が規則で定める。

(清算約定の強制終了)

第99条 当社は、本章に基づく損失の負担を行った場合において、当社の行うOTC取引清算業務の継続が困難であると認めるときは、取締役会の決議により、すべての清算約定を終了させることができるものとする。

2 前項の規定による清算約定の終了に係る期限前終了手数料の額その他の必要な事項は、取締役会で定める。

第10章 雑則

(決済銀行)

- 第100条 OTC清算参加者は、本業務方法書等の規定に基づく清算約定の清算を、当社が定める金融機関を通じて当社との間で行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、前項の金融機関が設置するシステムの稼働に支障が生じ、当該システムを利用して決済を行うことが不可能又は困難であると当社が認めた場合その他当社が適当と認めた場合は、当該金融機関を決済銀行とするOTC清算参加者は、前項の清算を、当社が定める金融機関において、別に定めるところにより行わなければならない。

(システム障害時等における決済時限の繰延べ等)

- 第101条 当社は、清算約定に係る当社とOTC清算参加者との間の決済並びにOTC証拠金の預託及び返戻（以下本条において「決済等」という。）を行うために必要な当社のシステム又は当社以外の機関が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、当該システムを利用して決済等を行うことが不可能又は困難であると認める場合は、当該決済等の全部又は一部につき決済時限を臨時に変更し又は決済日を翌営業日以降に繰り延べることができる。これらの場合においては、あらかじめその旨をOTC清算参加者に通知する。
- 2 前項の決済時限を翌営業日以降に繰り延べた決済等については、当社が指定した日の通常の決済等に加えて決済等を行う。
- 3 第1項に関し必要な措置は、別に定める。この場合、OTC清算参加者は、これに従わなければならない。
- 4 当社は、必要があると認めるときは、第1項で決済等を繰り延べた全部又は一部の清算約定について、OTC取引清算業務の全部又は一部を停止することができる。この場合、当社は、あらかじめその旨をOTC清算参加者に通知する。

(天災地変等の場合における非常措置)

- 第102条 当社は、天災地変、経済事情の激変その他やむを得ない理由に基づいて、清算が不可能又は著しく困難であると認められるに至ったときは、取締役会の決議により、当該清算について、改めて清算の条件を定めることができる。
- 2 前項の場合において、当社が緊急の必要があると認めるときは、当社は、取締役会の決議を経ずに、清算の条件を改めて定めることができる。
- 3 前2項の規定により当社が清算の条件を定めたときは、当社は必要な措置を講じることができる。この場合、OTC清算参加者は、これに従わなければならない。

(商品取引債務引受業におけるOTC取引清算業務に係る余剰担保の利用)

- 第103条 当社は、支払不能清算参加者から預託を受けたOTC取引清算業

務に係る余剰担保（支払不能清算参加者がOTC取引清算業務に関して当社に対して返還請求権を有するOTC取引証拠金及びOTC清算預託金その他の担保（支払不能清算参加者が返還請求権を有するものに限る。）のうち、本業務方法書等の定めるところにより支払不能清算参加者の債務の弁済に充当した残額に係るものをいい、当該余剰担保が充用有価証券である場合には、その換価処分後の金銭から当該換価処分に要した費用を控除した残額とする。）を、業務方法書の定めるところにより支払不能清算参加者の当社に対する他の債務の弁済に充当することができる。

（債権譲渡の禁止等）

第104条 OTC清算参加者及び清算委託者は、本業務方法書に定める一切の債権（OTC清算預託金の返還請求権及びOTC証拠金の返還請求権を含むが、これらに限られない。）を、他の者に譲渡し、譲渡の予約をし、又は担保の目的に供することはできない。

（事務の委任）

第105条 当社は、OTC取引清算業務に関し、当社が定める事務を、当社が指定する者に委任することができる。

2 OTC清算参加者は、本業務方法書に定めるほか、前項の事務に関して同項により指定する者が当社の承認を受けて定めるところによらなければならない。

3 第20条の規定は、第1項の規定により事務の委任を受けた者について準用する。

（OTC取引清算業務に関する必要事項の決定）

第106条 当社は、本業務方法書に定める事項のほか、OTC取引清算業務に関して必要がある場合には、所要の取扱いについて規則で定めることができる。

（附帯業務）

第107条 当社は、OTC取引清算業務に附帯する業務を行う。

（本業務方法書の変更）

第108条 本業務方法書の変更は、取締役会の決議をもって行う。ただし、変更の内容が軽微である場合は、この限りでない。

2 本業務方法書を除く本業務方法書等の制定及び改廃は、代表取締役社長の決裁をもって行う。

3 当社が前2項の規定により本業務方法書等を変更する場合、当社は、当社が定める方法により、当該変更の効力が生じる前に、OTC清算参加者に対して当該変更の内容を通知する。ただし、当該変更がOTC清算参加者及び清算委託者の権利義務に影響を与えないものである場合又はその変更の内容が軽微なものである場合は、事前の通知に代えて事後速やかに通知すること

で足りるものとする。

- 4 OTC清算参加者は、前項の規定により本業務方法書等の変更について当社から通知を受けた場合には、その内容を、速やかに清算受託契約を締結している清算委託者に通知するものとする。
- 5 当社が第1項及び第2項の規定により本業務方法書等を変更した場合、当社、OTC清算参加者及び清算委託者は、当該変更の効力が生じた日以降、変更後の本業務方法書等の規定に従うものとする。

(本業務方法書等の性質)

第109条 本業務方法書等の各条項は、当該各条項が規定する範囲内において、当社、OTC清算参加者及び清算委託者を集团的に拘束する。OTC清算参加者及び清算委託者は、OTC清算参加者契約の締結又は第39条第2項の誓約書等の提出により、他のOTC清算参加者及び他の清算委託者（将来OTC清算参加者又は清算委託者となる者を含む。）との間で別段の合意をすることなく、本業務方法書等の定めるところにより当該他のOTC清算参加者及び他の清算委託者との間で権利義務が生じることと同意する。

(標準時)

第110条 本業務方法書等において使用される年月日時は、本業務方法書等に別段の定めがあるものを除くほか、すべて日本標準時を意味するものとする。

(通知等の方法)

第111条 本業務方法書等の規定により当社が行う通知、公示及び公表の方法は、以下のとおりとする。

- (1) 通知については、本業務方法書等に別段の定めがある場合を除き、書面を送付する方法、ファクシミリ装置を用いて送信する方法又は電子メールを送信する方法
- (2) 公表及び公示については、当社のウェブサイトに掲載する方法

(準拠法)

第112条 本業務方法書等（本業務方法書等に従って成立するOTC清算参加者契約その他の合意を含む。次条において同じ。）は日本法に準拠するものとし、日本法に従って解釈されるものとする。

(裁判管轄)

第113条 本業務方法書等に関し、当社及びOTC清算参加者又は清算委託者の間において訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附 則

附 則

本業務方法書は、農林水産大臣及び経済産業大臣の認可の日（平成26年5月16日）から施行する。

附 則

平成28年5月26日開催の取締役会において決議された第2条（定義）、第21条（届出事項）、第22条（報告事項）及び第29条（OTC清算参加者に対する措置）の変更は、農林水産大臣及び経済産業大臣の認可の日（平成28年7月21日）から施行する。